文 目次 . の 管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の 部を改正する法律案 新旧対照条

0 0 0 0 独立行政法人都市再生機構法(日本勤労者住宅協会法(昭和四 地方自治法 マンション ンションの の建替え等の (昭和二十二年法律第六十七号) 管理の 適正 円 化 滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号) 0 推 伞 (平成十五年法律第百号) (十一年法律第百三十三号) 進に関する法 律(平成十二年法律第百四十九号) (抄) (附則第六条関係) 抄) 沙) (附則第八条関係) (附則第七条関係 (抄) (第二条関係) (第一条関係) 70 69 67 21

$\overline{}$
傍
線
0
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

改正案	現行
目次	目次
第一章 総則 (第一条・第二条)	第一章 総則(第一条—第五条)
一第五条の二)	(新設)
第三章 管理計画の認定等(第五条の三―第五条の十三)	(新設)
第四章 マンション管理士	第二章 マンション管理士
第一節~第四節 (略)	第一節~第四節 (略)
第五章 マンション管理業	第三章 マンション管理業
第一節~第五節 (略)	第一節~第五節 (略)
第六章 マンション管理適正化推進センター(第九十一条―第九	第四章 マンション管理適正化推進センター (第九十一条—第九
十四条)	十四条)
第七章 マンション管理業者の団体 (第九十五条―第百二条)	第五章 マンション管理業者の団体(第九十五条―第百二条)
第八章 雑則(第百三条—第百五条)	第六章 雑則(第百三条—第百五条)
第九章 罰則(第百六条—第百十三条)	第七章 罰則(第百六条—第百十三条)
附則	附則
(目的)	(目的)
第一条 この法律は、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活	第一条 この法律は、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活
ションの重要性が増大していることに鑑み、基本方針の策定、マを取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマン	ションの重要性が増大していることにかんがみ、マンション管理を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマン
認定並びにマンション管理士の資格及びマンション管理業者の登し、ション管理適正化推進計画の作成及びマンションの管理計画の	ンションの管理の適正化を推進するための措置を講ずることによ士の資格を定め、マンション管理業者の登録制度を実施する等マ

図り、 推進を図るとともに、 録制度等について定めることにより、 ることを目的とする。 もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与す マンションにおける良好な居住環境の確保を マンションの管理の適正化の

第二章 基本方針 及びマンショ ン 管 理適 正 化 推 進計 画 等

(基本方針)

第三条 ばならない。 ための基本的な方針 国土交通大臣は、 (以 下 マンションの管理 「基本方針」という。 位の適正 化の推 を定めなけ 進 を図る れ

2 基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。 本的な事項

マンションの

管理

 $\overline{\mathcal{O}}$

適正

化

の推

進

に関

する基

マンショ ンの 管理の 適正化に関する目 標 の設定に関する事項

管理組合によるマンションの (以下「マンション管理適正 管理の適正化に関する基本的な 化指針」 という。)に関する

事項 指針

四 場合にお る事項を除く。 きにおけるマンショ の区分所有者等の マンショ いて当該マンショ ンがその 合意形成の促進に関する事項 建 ン 0) 設後相当 建 替えその ン 0 建 0 替えその 期 他の 間 が 措 経 置に向 他 過した場合その他 0 措 けたマンショ 置 (前号に掲げ が 必要なと 0

Ŧī. する基本的な事項 マンションの管理の 適正化に関する啓発及び 知識 の普及に関

に関する基本的な事項その 次条第 項に規定する 7 他マ ショ ンショ ン 管 ン 理 の管 適 正 理 化 で適正 推 進 計 化 画 の策定 0 推 進

> る。 り、 生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とす マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、 もって国民

(新設

(マンション管理適正化指針)

第三条 以下 ため 表するものとする 「マンション管理適正化指針」という。)を定め、 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針 国土交通大臣は、 マンショ ンの管理の適正化の推進を図る これを公

(新設)

	五 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関理適正化指針」という。) に関する事項
	の管理の適正化に関する指針(以下「都道府県等マンション管四 当該都道府県等の区域内における管理組合によるマンション
	の推進を図るための施策に関する事項
	三 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化把握するために当該都道府県等が講ずる措置に関する事項
	二 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の状況を
	るものとする。
	2 マンション管理適正化推進計画においては、次に掲げる事項を 。) を作成することができる。
	図るための計画(以下
	都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を
	村。以下「都道府県等」という。)は、基本方針に基づき、当該
	理適正化推進行政事務を処理する町村の区域内にあっては当該町
	て第百四条の二第一項の規定により同項に規定するマンション管
(新設)	第三条の二 都道府県(市の区域内にあっては当該市、町村であっている) **ン管理通正化推進計画)
	アンヨン管里質三二生生十
	、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(新設)	4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときはにたられ
	ばよったい。 五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなけれ
(新設)	
_	こ関する重要事項

する事項

六計画期間

- 適正化の推進に関し必要な事項七の他当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の
- 3 公社 定めることができる。 は 修繕その ンに係る第二 る期間を経過したものに 都道府県等は、 . (以下 前項第三号に掲げる事項に、 他の 「公社」 一条第 管理に関する事 当該都道府県等の とい 号イに掲げる建 · う。 限る。 業の によるマンショ 実施 次条第 当該事業の実施に関する事項を 物の 区 が 域 必 建 内 要と認 項に 設後国 に お お ン 71 めら て地 土交通省令で定 1 (当 該 て 同じ。 れ 方 マンショ る場合に 住 宅供 0) 給
- 4 当該事項について 項に規定する事業の らない。 都道府県等は、 マンショ 実 あらかじめ 介施に ン管理 関 成する事 当該公社の 適 項 正 を定めようとするときは、 化 推 進 同 計 意を得なければな 画 [に公社 による前
- 5 道府県にあっては これを変更したときは、 都道府県等は、 は関係町 マンショ 遅滞なく、 村に通知しなければならない。 ン管理・ 適 これを公表するとともに、 正 化 推 進計 画 を作成し、 又は 都
- 並びにマンション管理 て特に必要があると認めるときは、 心要な協力を求めることができる。 都道府県等は、 マンション管理業者その マンショ 適正 化推進 ン管理 他の関係者に対 適正 計画に基づく措 関係地. 化 推進 方公共団 計 調査を実施するた 画 置 の作成及び変更 の実施に関し 体 管 理組合

6

画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項が定めら 一条の三 (委託により公社の行うマンション 前条第三 項 O規 定に ょ ŋ の修繕その他 7 ショ 管 理 の管理の業務) 適 正 化 推進計

(新設

業務を行うことができる。 する業務のほか、 宅供給公社法 れた場合には、 (昭和四十年法律第百二十 公社 委託により 仕は、 当該都道府県等の マンションの修繕その他の管理 兀 |号) 区域内にお 第二 + いて地 条に規定 方住

第一項」とする。

第一項」とする。

第一項」とする。

第一項」とする。

第一項」とする。

第二十一条に規定する業務及びマンションの管理の適正化

が方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条」とあるの

が方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条」とあるの

(国及び地方公共団体の責務)

を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。第四条 国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化の推進

2 らない。 な情報及び資料の提供その 国及び地方公共団 管理組合又はマンショ 一体は、 ンの 他の措置を講ずるよう努めなければな 7 区分所有者等の求めに応じ シ 彐 ン 0) 管 理 で適正 化に資するた 必要 2

\ \ \

(管理組合等の努力)

第五条 等マンション管理適正化指針。 の推進に関する施策に協力するよう努めなけ ション管理適正化推進計画が作成されている都道府県等の区域内 ころに留意して、 にある場合にあっては、 管理組合は、 国及び 地方公共団 7 ンションを適正に管理するよう自ら努めると マンショ マンション管理適正化指針及び都道府県 「体が講ずるマ ン管理 次条において同じ。 適正 ンショ 化 指 ればならない。 針 ン (管理組合が の管 の定めると 理の適正 マン

(管理組合等の努力)

留意して、マンションを適正に管理するよう努めなければならな第四条 管理組合は、マンション管理適正化指針の定めるところに

組合の一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならなってンションの区分所有者等は、マンションの管理に関し、管理

(国及び地方公共団体の措置)

第五条 国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化に資す

	2 管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 」という。)の認定を申請することができる。
	を作成した都道府県等の長(以下
	下「管理計画」という。)を作成し、マンション管理適正化推進
	により、当該管理組合によるマンションの管理に関する計画(以
(新設)	第五条の三 管理組合の管理者等は、国土交通省令で定めるところ
	(管理計画の認定)
(新設)	第三章 管理計画の認定等
	理を行うよう勧告することができる。
	者等に対し、マンション管理適正化指針に即したマンションの管
	著しく不適切であることを把握したときは、当該管理組合の管理
	。)は、管理組合の運営がマンション管理適正化指針に照らして
	域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という
	規定するマンション管理適正化推進行政事務を処理する町村の区
	2 都道府県知事(市又は第百四条の二第一項の規定により同項に
	び指導をすることができる。
)に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及
	組合を構成するマンションの区分所有者等。次項において同じ。
	理組合の管理者等(管理者等が置かれていないときは、当該管理
(新設)	第五条の二 都道府県等は、マンション管理適正化指針に即し、管
	(助言、指導等)
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
(組合の一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならなって、ションの区分所有者等に、マンションの管理に関し、管理
(斤殳)	ノー・フェイルでは、アノー・ファー・ラン・ディー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ

(新 新 新 新 設 設 設
--

	いて報告を求めることができる。いて同じ。)に対し、管理計画認定マンションの管理の状況につ
	るマンションの区分
	る管理組合に管理者等が置かれなくなったときは、当該管理組合
	るマンション(以下「管理計画認定マンション」という。) に係
	きは、その変更後のもの。以下「認定管理計画」という。)に係
	四の認定を受けた管理計画(前条第一項の変更の認定があったと
(新設)	第五条の八 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等(第五条の
	(報告の徴収)
	する。
	2 第五条の四及び第五条の五の規定は、前項の認定について準用
	府県知事等の認定を受けなければならない。
	するときは、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道
	の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようと
(新設)	第五条の七 認定管理者等は、第五条の四の認定を受けた管理計画
	(認定を受けた管理計画の変更)
	るものとする。
	有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算す
	4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の
	、なおその効力を有する。
	認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は
	満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の
	(以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。) の
	3 第一項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間
	2 前三条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条」とあるの第五条の十一 公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、管理計画認定マンションの修繕に関する企画又は実施の調整に関する業務を行うことができる。 (委託により公社の行う管理計画認定マンションの修繕に関する)	一 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。 コンの管理を取りやめる旨の申出があったとき。 実を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定管理者等で 一 認定管理者等が不正の手段により第五条の四の認定又は第五条の六第一項の認定の更新を受けたとき。 まずが不正の手段により第五条の四の認定又は第五条の六第一項の認定の更新を受けたとき。 まずが前条の規定による命令に違反したとき。	で。)を取り消すことができる。 「管理計画の認定(第五条の七第一項の変更の認定を含む。以下同五条の四の認定(第五条の七第一項の変更の認定を含む。以下同五条の四の認定の取消し)	めるときは、当該認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、そ計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認第五条の九 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等が認定管理(改善命令)
(新		(新	(新
設)		設)	設)

推 進に関する法律 第二 $\overline{+}$ 条に 規 平 定する業務及びマンショ 成 十二年法律第百四十 九 ン 号) の 管 第五条の 理 の適 正 十化

第一

項」とする。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例)

第五条の十二 実施者 用に て 条に規定する認定計画 宅の普及の促 一年法律第百四十九 彐 ンの と (マンションの 区分所有者に限る。 同条第 は 進に関する法 管理計画 同 号中 条中 (号) 管理の 認定マ 実施者で 第五 認定計画実施者」 0 律 承認を受け 条の 適正 ・ンショ 次号に 平 ある場 八に規 -成二十二 化の推進に関する法律 お ン Ź 合に V の区分所有者が て同じ。 定する管 年 -法律第八· とあ におけ とあるの る同 る 理 \mathcal{O} 十七七 計 は は 条 とする。 長期優良 画 0 に 認定 認定 規定 号) 平成 届 第十 7 計 け 0 +出 適 住 画

(指定認定事務支援法人)

第五条の十三 条の 事務支援法人」 として計画作成都道府県知事等が指定するもの げる事務の一 (第四項において「計画作成 四の認定及び第五条の六第 当 「該事務を適正に実施することができると認めら 部を、 マンション管理 という。 法人であって国土交通省令で定め に委託することができる。 適 都道府県等」という。) 正 項 の 化 推 進計 認定の更新に関する次に掲 画 [を作 (以 下 :成した る要件に該 は、 れるも 指定認定 都道 第五 府県 \mathcal{O}

調査すること。
の他の管理に係る資金計画及び管理組合の運営の状況についての他の管理に係る資金計画及び管理組合の運営の状況について

一 その他国土交通省令で定める事務

指定認定事務支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職に

あ

2

(新設

(新設)

に関して知り った者は、 正当な理 得た秘密を漏らし 由 なしに、 前 て はならない。 項 の規定により委託された事務

- 3 五号) 委託された事務に従事するものは、 指定認定事務支援法人の役員又は職員で、 その他の罰則の適用については、 刑法 法令により公務に従事す (明治四十年法律第四十 第 項 \mathcal{O} 規 定によ ŋ
- 4ばならない 計 画作成都道府県等は、 国土交通省令で定めるところにより 第 項 \mathcal{O} 規 定により事 その旨を公示しなけ 務を委託 したと

る職員とみなす

5 な事項は、 前各項に定めるもの 政令で定める。 0 ほ カ 指 定認定事務支援法人に関し必 要

第四章 マンション管理士

(秘密保持義務等)

第十八条

(略)

2 なす。 他の罰則の適用については、 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、 法令により公務に従事する職員とみ 刑法その

(登録)

第三十条 該当する者については、 臣の登録を受けることができる。 マンション管理士となる資格を有する者は、 この限りでない。 ただし、 次の各号の いずれ 国土交通大 かに

一 匹 (略)

五. 管理業者の登録を取り消され、 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンショ その取消 L の日から二年を経

> 第 二章 マンション管理士

(秘密保持義務等

2 第十八条 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、 (略

により公務に従事する職員とみなす。 治四十年法律第四十五号)その他の罰 則 の適用については、 刑法 法令 (明

第三十条 該当する者については、この限りでない。 臣の登録を受けることができる。ただし、 マンション管理士となる資格を有する者は、 次の各号のいずれかに 国土交通大

(登録)

<u></u> 5 匹 (略)

Ŧī. 管理業者の登録を取り消され、 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンシ その取消 しの日から二年を経

を執行する社員、 1 ては、 次章において同じ。 ない 当 者 該 (当 取 該 消 登録を取 取 締 \mathcal{O} 役、 日 で 前 執行 あった者で当該取 ŋ 三十 が消され -日以 役又はこれら 内 た者が法 にその 消 に準ずる者 法 人であ 人の L 0) 役員 る場 日 から二年 一合に を (業 いう 務 お

2 略 (略)

を

経過しないもの

登 録 \mathcal{O} 取消 **等**)

第三

(略)

2 期 第四十二 国土交通大臣は、 間を定め できる。 一条の規定に てマンショ 7 違反したときは、 ンション管理士が ン管理 士の名称の 第四 その登録 使用 + 条、 の停止を命 を取 第 り消 兀 + Ļ ずるこ 条又 又

財 務諸表等 0 備 付け 及び 閲覧等

務諸

表等

Ò

備

付け及び閲覧等

第四 その 用に供されるもの 算書並びに事業報告書 + |機関の 条におい ている場合における当 磁気的方式 方式で作ら 事業年度の 条の十 事 事務所に て「財務諸表等」という。 財産目 その れる記録で 登 録 をい 備えて置か 跡講習機 他の L 録、 . う。 (その: 人の あっ 該 以 関 貸借対照表及び損益計算書 なけ 下この は、 作成に代えて電磁的 電 知覚によっ て、 磁 的 毎事業年 れ 記録 条に ば 電 ならな 子 を作成 おい て を含む。 計 算機に 度経 は認識することが て同 過 r U° よる 記録 後三月以内 次 五. 項 又は収支計 年 及 情 電電 間 び 0) 報 子的 第 作 処 登 でき 録 百 成 理 に、 講 十が \mathcal{O} 方

> を執行する社員 過 1 ては、 ī 第三章に 者 当 おいて同じ。 該 (当 取 □該登録 消 取 0) 締 役、 を取 日 前三十日 であった者で当該取消 り消された者が法人である場合にお 執 行 役又はこれらに準ずる者をいう 以 内にその法 人の役員 しの目から二 (業務

六 (略)

年

トを経過

ない

もの

2

略

. 登 録 0 取 等

2 第三 一十三条 国土交通大臣は、 7

までの る。 定め てマンション管理 規定に違反したときは、 一士の名称の使用 ンション管理士が第四十条から第四十二 その登録 の停止 を取り消 を命ずることが 又は期間 でき 条 を

2 第 算書並 四 用に供されるもの ない その 録 されてい ぶ講習機
 条の二に 十一条の十 磁気的 事 方式で作ら 業年 びに事業報告書 関 る場合における当該電磁的 -度の財 おい 0 方式その 事 れる記 務 て 登 産目 をい 所 一録講習機 「財 他の 務諸 . う。 録、 備えて置 録であって、 (その作成に代えて電 人の 関は、 以下この条において同じ。 表等」という。 貸借対照表及び損益計算書又は収支計 知覚によっては認識 カュ なけ 毎事業年度経過後三月以内に、 電 記録を含む。 子計 ればならない)を作成 算機による情 磁的 次項及び第百十 記録 することが (電 の作成 5報処理 五. 年間 子的 でき 方

2

略

第五章 7 ンション管理

(登 録 \mathcal{O} 拒 否

第四十七条 要な事項について虚偽の記載があり、 が欠けているときは、 該当するとき、 国土交通大臣 又は登録申請書若しくはその添付書類 その は、 登録を拒否し 登録申請者が次の 若しくは重要な事実の記 なけ ればなら 各号の ない。 のうちに重 1 ず れ カ に 載

(略)

規定する暴力団員でなくなった日 法律第七十七号) 十一号におい 暴力団 [員による不当 暴力団員等」という。 第一 一条第六 な 行 為 号に規定する暴力団員又は 0) 防 から 止 等 Ŧi. に 年 関 を す 経過 る 法 律 な 平 同 成 号に (第 年

(略)

該当する者があるもの 法人でその役員のうちに第 一号から第八号ま での 1 ずれ か

暴力団員等がその 事 業活 動 を支配 にする者

+ - · + = 略

(登録事項の変更の 届 出

第四十八 条 略

2 該届出に係る事項が前条第九号、 に該当する場合を除 国土交通大臣は、 前項の き、 届出があっ 規 定に よる 第十号又は第十二号の た 事項をマンショ 届 出 を受理したときは、 ン管理業者 7 ずれか 当

3 略

録簿に登録しなければならない。

(重要事項の 説明等

第三章 ション管理業

(登録 拒 否)

第四十七条 が 要な事項につい 該当するとき、 欠けているときは 国土交通大臣は、 又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重 て虚偽の記 その登録を拒否しなければならない。 載があり、 登録申請者が次の各号の 若しくは重要な事実の いずれ 記 かに 載

一~六 (略)

(新設

(略)

九 七 : 法 八 該当する者があるもの 法人でその役員のうちに第一 号から第七号までのい ずれ

(新設)

+| +| +| 略

(登録事項 0 変更 0 届 出

第四十八条 略

2 する場合を除き、 該 届出に係る事項が 国土交通大臣 登録しなけ れば は、 届 ならない。 出があった事項をマンション管理業者登録簿 前条第八号から第十号までのいずれかに該当 前 項 0 規定による届出を受理したときは、

3 (略)

(重要事 **項** $\widehat{\mathcal{O}}$ 説明等)

かに

第七十二条 管理 業務主任者をして、 8 項であって国土交通省令で定めるもの 項 て国土交通省令で定める期間中に契約 マンションの を受けることを内 以 下 ンション管理業者は、 (に規定するときを除く。 3 記載した書面を交付し 管理者等の全員に対し、 るところにより説明会を開 ンの区分所有者等及び当 |組合を構成するマンションの について説明をさせなけ 通常要すると見 「管理受託契約」という。 7 区分所有者等が変動 ンション管理業者は、 一容とする契 管理受託契約の内容及びその 込まれる期 なけ 当該説明 重要事 れば 催し、 は、 ればならない。 該 約 管理 (新 会の あら ならない。 項並びに することが見込ま 間 区 管理 分所 を締結しようとするとき たに 組 当該管理 そ 合の うかじめ、 日 期間が満了するも \mathcal{O} の 一 組 有者等 建 他 管理 設され 説 下 合 \mathcal{O} 別会 この場合において、 週 から管理事 重 組 管 合を構 国土交通省令で定 及び当該 間 者 理 要事 等に 履 0) 前 組 た 行に 日 までに、 れる期間 合 7 ンシ 時及び場 項」という 対 成 を へし、 於 管理組: のを除 関 するマン 構 務 ける事 の委託 成 彐 当該 管 とし ンの す 次 理 所 合 < る 第七十二条

きは、 る。 説明をさせなけ 任者をし ときは 事 から 前 項を記 項の場合において当該管理 重要事 マンショ て、 載 ず項に 重要事 ン管理 た ればなら 書 管理 項 面 1 生業者は、 について、 0 て 説明 ない。 交付 業者による当 をもって を 要し ただし 当 組 これ 該管理 合に管理 ない を記 該 者等に対 これに代えることが 認 山 当 定管 載し 0 者等が置か 該 意思 説 た書 理 明 者等 Ĺ 0 は 表明 面 管理業 を交 に 認 れ 定管 対 が ていると ずる あ 付 でき して 0 理 務

た

者

主

重

3 2

略

者は、 るマンシ をさせなければならない。この場合におい 通省令で定め 者等及び当該管理 説明会を開催 契約」という。 を受けることを内 交付しなけ に を除く。 る日までの 当 対 該 管理受託契 (建設工 į 当) は、 3 該 重 三要事 ンの 説明 事の 間に契約期間が満了するものを除く。 ħ マンション管理業者 ば るもの 約 į の会の日 完了の)を締結しようとするとき(次項に規定するとき ならない。 項 区 0 あ 変並びに 分所 内容及びその履行に関する事項であって国土交 組 らかじめ、 容とする契約 当 配合の管 「該管理に (以 下 0 有 日から国土交通省令で定める期間 説 者 等及 週間前 理 明 組 「重要事項」という。 会の 一者等に対し、 国土交通省令で定めるところにより 合を構成するマンションの区分所有 は、 び当該管理 (新 日時 までに、当該管理組 管理組· たに建設され 及び場所を記載した書面 管理業務 組 て、マンション管理業 合 合 から管理事務 1の管理 しに 以下「管理受託 たマンショ 主任者をして 合を構 者等 ついて説 を経 の委託 \mathcal{O} 過す 全員 成 す 明 \mathcal{O}

2 略

3

きは、 説明をさせなけ 任者をし 前 項 \hat{O} 7 場 て、 一合に シ 3 重 おい ればならない。 葽 ン 事 管 項 理 て当該管理 なについ 漢者 には て、 当 組 これを記載した書面を交付して 該管理者等に対 合に管理者等が置 Ļ か 管理業務主 れ 7 いると

5 略

6

ン

ショ

管

西理業者

は

第

項

か

5

第

項

ま

で

0

規

定

に

ょ

る

書

新

設

4

5

略

構成するマンション 令で定めるものにより提供することが 項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして国土交通省 使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって前 面 承諾を得て の交付に代えて、 同項の規定は 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を 0) 政令で定めるところにより、 適用しない。 区分所有者等又は当 できる。 T該管 この場合にお 理 当該管理組 組 合の管理者等 合を V て

(契約の 成立時の 書面の交付

2 (略)

第七十三条

(略)

3 該管理組合を構成するマンショ マンション管理業者は、 政令で定めるところにより、 第 ン 項 0 当 0 ⊺該管理 X 規定による書面の交付に代え 一分所 有者等 組 合の管理者等又は当 の承諾を得て、 (新設

措置に準ずる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるもの 当該書面に記載すべ 他の情報通信の技術を利用する方法であって前項の規定による き事項を電子情報処理組織を使用する方法そ

により提供することができる。 適用しない。 この場合におい ては、 同 『項の規定

(登録の取消し)

第八十三条 へれかに該当するときは、 国土交通大臣は、 その登録を取り消さなければならない 7 ンション管理業者が次の各号の V

れかに該当するに至ったとき。 第四十七条第一号、 第三号又は第五号から第十一号までの V

三 三 (略)

(契約の成立時の書面の交付)

2

第七十三条

略

(略

(登録の取消し)

第八十三条 ず れかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない 国土交通大臣は、 マンション管理業者が次の各号のい

れかに該当するに至ったとき。 第四十七条第一号、 第三号又は第五号から第九号までのい

二 三 略

(町村によるマンション管理適正化推進行政事務の処理) (町村によるマンション管理適正化推進行政事務(第二章及び第三章の規定によりマンション管理適正化推進行政事務を処理しようとするときは、当該町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなけれめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなけれめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなけれめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。	第八章 雑則	第七章 マンション管理業者の団体	に規定する技術的援助に関し協力するものとする。 「に規定する技術的援助に関し協力するものとする。 「に規定する技術的援助に関し協力するものとする技術的援助への協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同文は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同文は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同文は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同文は市町村長の出て、マンションの建替え等の円滑化に関力)	第六章 マンション管理適正化推進センター
(新設)	第六章 雑則	第五章 マンション管理業者の団体	(新設)	第四章 マンション管理適正化推進センター

4 進行政事務を処理する場合におけるマンション管理適正化推進行 政事務の引継ぎその他の必要な事項は、 省令で定めるところにより 化推進行政事務の処理を開始する日 町村及びその 長が第 項の 規定によりマンション管理適正化推 その旨を公示し の三十日前 国土交通省令で定める。 なければ までに、 ならない。 国 1土交通

(国土交通省令への委任)

第 百四 令で定める。 めの手続その 条の三 他この この 法律に定めるも 法律の施行に関し Ō 0) 必要な事項は ほ か この 法律 国土交通 0 実施のた 省

第九章 罰則

をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為 は

登録を受けたとき。偽りその他不正の手段により第四十四条第一項又は第三項の

ませたとき。三年の規定に違反して、他人にマンション管理業を営

ション管理業を営んだとき。 四 第八十二条の規定による業務の停止の命令に違反して、マン

兀

ション管理業を営んだ者

は三十万円以下の罰金に処する。第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

| 第五条の十三第二項又は第十八条第一項 (第三十八条、第五

(新設)

第七章 罰則

は五十万円以下の罰金に処する。第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

登録を受けた者
一、偽りその他不正の手段により第四十四条第一項又は第三項にヨーフアリーの書名に対する

一 第五十三条の規定に違反して、マンション管理業を営んだ者

三 第五十四条の規定に違反して、他人にマンション管理業を営

Ⅰ 第八十二条の規定による業務の停止の命令に違反して、マンませた者

は三十万円以下の罰金に処する。第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

第十八条第一項(第三十八条、第五十八条第三項及び第九十

(新設)	がげ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若第八十六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒第八十条又は第八十七条の規定に違反したとき。 一項の規定により交付すべき者に対し交付したとき。
(新設)	七 第七十三条第二項の規定による記名押印のない書面を同条第供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。 供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。 ない書面を交付したとき、又は同条第三項に規定する方法 しない書面若しくは虚偽の記くは同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記
(新設)四 第五十六条第三項の規定に違反した者	六 第七十三条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しき。
	第四十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の第四十三条の規定に違反したとき。ンション管理士の名称を使用したとき。
用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、「「第三十三条第二項の規定によりマンション管理士の名称の佐(新設)	用の停止を命ぜられた者が、当該停止を命ぜられた期間中に、二 第三十三条第二項の規定によりマンション管理士の名称の使せず、又は虚偽の報告をしたとき。
第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰2 (略)二 (略)	第百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為二 (略) 二 (略)の規定に違反した者
四条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者	十八条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。)

	(削る)	2 前項第八号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができ 学書者しくは同条第二項の規定による事業計画書若しくは収支予算書の提出をせず、又は虚偽の記載をした事業計画書、収支 予算書、事業報告書若しくは収支予 は虚偽の陳述をしたとき。
第六十七条又は第八十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

第百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ
の他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百六条、第
百九条第一項(第二号、第三号及び第八号を除く。)の違反行為
をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し
ても、各本条の罰金刑を科する。
第百十二条(略)

第一節 敷地分割組合 第一節 敷地分割組合 第一節 敷地分割組合 第二款 過則(第百六十四条—第百六十七条) 第二款 超立等(第百六十四条—第百八十五条) 第三款 管理(第百七十四条—第百八十五条) 第五款 税法上の特例(第百八十八条) 第二前 敷地権利変換手続 第一計 敷地権利変換手続 第二目 敷地権利変換手詞(第百八十九条)	節 節 節 ・	改正案
(新設)	第一章・第二章 (略) 第一章・第二章 除却する必要のあるマンションに係る特別の措置第三章 除却する必要のあるマンションに係る特別の措置第二節・第三節 (略) 区分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務(第百十五条) (新設)	現行

第二款 雜則 (第二百八条—第二百十二条)

) 第三節 敷地分割事業の監督等(第二百十三条—第二百十六条

第六章 雑則(第二百十七条—第二百二十二条)

第七章 罰則(第二百二十三条—第二百三十二条)

附則

(目的)

第 展に寄与することを目的とする。 住環境の確保並びに地震によるマンションの倒壊、 割事業について定めることにより、 マンションの損壊その他の被害からの国民の生 ンションに係る特別の措置、 保護を図り、 この法律は、 もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発 7 ンション建替事業、 マンショ マンションにおける良好な居 ン敷地売却事業及び敷地分 除却する必要のあるマ 命、 身体及び財産 老朽化した

(定義等)

ぞれ当該各号に定めるところによる。第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

一~十 (略)

所有者 第六十九条第 昭和三十七年法律第六十九号。 部がマンションであるものに限 借地権を分割することをいう。 敷地分割 下 (区分所有法第六十五条に規 同 項に規定する団地内 寸 地 共有に属する当 内 建 物 建 以下 物 小る。 0 建物をい 該 定する団 区 「区分所有法」 寸 以下同じ。 分 地 所 内 有 建物 等に関 地 建物 その全部 の敷地又はそ という。 の 団 ける法 所 有者をい 地建物 又は 律

第五章 雑則(第百六十四条—第百六十九条)

第六章 罰則 (第百七十条—第百七十九条)

附則

(目的)

第一 生命、 国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 並びに地震によるマンションの倒 定めることにより、 ンションに係る特別の措置及びマンション敷地売却事業について 条 この法律は、 身体及び財産の保護を図り、 7 マンションにおける良好な居住 ンション建替事業、 壊その他の被害 もって国民生活 除却する必要のあるマ か の安定向上と 5 環境の確保 0) 国民の

(定義等)

ぞれ当該各号に定めるところによる。第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

~十 (略

(新設)

十二 敷地分割事業 この法律で定めるところに従って行われる

敷地分割に関する事業をいう。

をいう。
十三 分割実施敷地 敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地

権をいう。十四 区分所有権 区分所有法第二条第一項に規定する区分所有

十五~二十一 (略)

2 三項第二号に規定する再建団地内建物 部を除却するとともに、 法律を適用する。 (マンションを除く。 ンションを除く。 という。)を新たに建築する場合には、 ョンであるものに限る。 区分所有法第七十条第一 「一括建替え決議」という。 については、 及び新たに建築された再建団地内建 同項に規定する再建団 以下この項において「再建 項に規定する一)の内容により、 マンションとみなして、 (その全部 現に存する団 括建替え決議 地 又は 団地 内 敷 部 寸 地 内 に同 地 地 建 以 内建物 物の全 内建 が この マン 条第 下単 物 物 2

(国及び地方公共団体の責務)

第三 必要のあるマンションに係るマンショ (以 下 必要な施策を講ずるよう努めなけ 国及び地方公共団体は、 「マンションの 建替え等」という。 7 ンシ ればならな ン敷地売却若しくは敷地分 彐 ンの 建 の円滑: 替え又は除却する 化 を図るた

(基本方針)

(新設)

(新設)

項に規定する区分所有権をいう。年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第一年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第一年法律第六十九号。以下「区分所有権」を対している。

十二~十八 (略)

とみなして、この法律を適用する。 再建団地内建物 存する団地内建物 部又は一部がマンションであるものに限る。 地内敷地に同条第三項第二号に規定する再建団地内建物 除却するとともに、 ョンであるものに限る。 に 「再建団地内建物」という。)を新たに建築する場合には、 九 「一括建替え決議」という。)の内容により、 条第 分所有法第七十条第一 一項に規定する団地内建物 (マンションを除く。 (マンションを除く。 区分所有法第七十条第 以 項に規定する一括建替え決議 下 -団 (*) 地内建物」という。) (その全部又は一)及び新たに建築された については、 項に規定する再建団 以下この項において 区分所有法第六 部がマンシ マンション の全部 (その全 (以下単 現に

(国及び地方公共団体の責務)

講ずるよう努めなければならない。
ョンの建替え等」という。)の円滑化を図るため、必要な施策を必要のあるマンションに係るマンション敷地売却(以下「マンシ第三条 国及び地方公共団体は、マンションの建替え又は除却する

(基本方針)

第四 条 (略)

2 基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

九 ンに係る敷地 敷地分割事業その 分割の 円 他 0 滑な実施に 除 却 す る必必 . 関 する事項 要 0 あ る 寸 地 内 0 7 彐

(略)

3 五. 1.規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならな 条第一 進に関する法律 基本方針は、 項に規定する全 住生活基本法 成 十二 国 計 年 画 伞 法律第百四 及 成十八年 び 7 ン シ 十九 法律第六十一号) 彐 ン 号) 0 管 第三条第一 理 0 適 正 第十 化の 項

4 略

権利変換計画の 決定及び 認 可

第 五十七条

2

は、 行者にあっては施行マンション又はその る当該隣接施行敷地について権利を有する者の 有する者 議決を経るとともに施行マンション又はその敷地について権利 施行者は、)について権利を有する者の 権利変換計画につい 次に掲げる者については、 (組合員を除く。 前項後段の て、 規定による認可を申請しようとするとき 及び隣接施行敷地がある場合におけ あらかじめ、 この 同意を得なけ 限 いりでな 敷 組合にあっては 地 **(**隣 V) れば 同 意を得、 接 なら 施 行 敷地 な 個 総 を含 人施 숲 た を \mathcal{O}

定建物である施行マ

・シシ

3

ンの

建替えを行うことができるとき

建

物

である施行

7

ンションの建替えを行うことができるとき

区分所有法第六十九条の規定により同条第一項に規定する特

「該施行マンションの

所

在する土地

これ

に関する権

利

を

当該

施行マンシ

ョンの所在する土地

0

共有者であ

る団

地

内

建

物

0)

寸

地

建

物

所

有者

含む。 は、 定

0)

共有者である団

地

内建物の

区

分所有法第六十五条に (これに関する権利を 区分所有法第六十九条の規定により同条第一項に規定する特

第四 略)

2 基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

~ 八 略

(新設

九 略

3

ば 五条第一項に規定する全国 ならない。 基本方針 は、 住生活基本法 計画 (平成十八年法律第六十一号) との 調和が保たれたものでなけ 第十 れ

4

略

第五十七条

(権利

変換

計

画

の決定及び認可)

2 行者に だし、 む。)について権利を有する者の同意を得なければならな は、 る当該隣 有する者 議決を経るとともに施行マンション又はその敷地について権利を 施行者は、 権利変換計画 次に掲げる者については、この限りでない。 あっては施行マンション又はその敷地 接施行敷地につい **(**組 合員 前項 を除く。 について、 後段の規定による認可を申請しようとするとき て権利を有する者 及び隣接施行敷地 あらかじめ、 組合にあっては総会の の同意を得、 (隣接施 がある場合におけ 行敷地 個 を含 人施 た

3 略 略

る売渡し 利変換計画に関 請求等 す る総 会の 議 決 に 賛 成 L な カュ 0 た 組 合員 に 対

六十四 略

2 す ´」とあるの 六十四 おいて同じ。)の 有法第七十条第四 .分所有法第六十三 この 条第一 場合に は、 項 おいて、 「マンショ 対規定は、 頃に لح 読 一条第六 におい み替えるものとする。 区 分所有法第六十三条第六項 前 項 て準用する場合を含む。 及び 0) 項の規定による請求に 建 替え等の 第 七 項 円 れ 滑 化 ら に 0) 関 規 0 以 ける法 下この 中 V 定 . て 準 用 を 第 区 律 兀 分 2

3 略

区 分所有法の 規約とみ なす 部 分

七 は団地共 しくは区分所有法第六十七 とき、 ?計画において定めら 地 建 0 敷地 条第 匝 共 物で権利変換計画において施行再 (用部 [条第 、用部分の 利 は 用 項 区分所有法 分 権利変換計画において定めら 12 項 権 から とい おい 0 共 割 合が 有持 、 う。 て準 第三項まで 第 れた施行再 分が区 区 甪 と定め 条第 分所 条に規定する建 する場合を含む。 有法第二十二条第二項 分所有法第十一 (これら 建マ 項 の 5 れ たも ン 寸 建 1地共用 ショ マンシ \mathcal{O} れた施 規 \mathcal{O} 物 定 が 0 の規定に適合 条 0) を あ 部 \exists 部 行再 第一 共用 ると ンの共用 区 分 分若しくは 分所 议 項 き 本 建 部 有法第六 分若 下単 文 マンショ 若 しくは 0) 権 部 規 一に分若 附属 しく 利変 L 定 な

> 地 %定する 建 物所 団 地 建 という。 物 所 有 者 第九 十四条第 一項に お て単 に 団

(略)

有

者

3 4 略

する売渡 権利変換 請 計 求等 画 15 関 す る 総 会の 議 決に 賛 成 L な カ つ た組 合員に

第六十四 条 略

項」とあ する。 第四 第六十四 に おい 区 分所 項 この場合に においてこれらの規定を準用する場合を含む。 て同じ。)の規定 [条第一 るの 有法第六十三条第六項及び第七項 は、 項」と読 おい 「マンショ て、 は、 み替えるものとする。 区 ンの 分所 前項の規定による請求につい 有法第六十三条第六項 建 替 こえ等 \mathcal{O} $\widehat{\mathbb{Z}}$ 円滑 分所 化 に関 以 法第七 はする法 中 下この て準用 第 兀 項

3

有

第 七 行 規定に適合し 十七 るとき、 第 共用部分若しくは団 に \mathcal{O} しくは区 十二条 再 な 建物で権利変換 条第三 分所 建 項 て単に 若しくは 7 権利変換 分所有法第六十七 シ 項 区 法 ない 分所 3 E の規約とみなす部 団団 お 第 ン . とき、 計 計 有 0 +地 11 ・てこ 共用 敷 匝 [地共用部 画 画 法第一条に規定する建物 条第 地 に に 又は れ おいて定められた施行再建マンション 部 お 利 条第一 用 5 いて施行 分とい 項 権 権 \mathcal{O} 分の共有持分が区分所有法第十 利変換計画 規 カ 分 0) 項 定を準用 割 ら第三項まで 合が区 、 う。 <u>;</u> 再建 0) 寸)と定めら 地 マンショ 共用 分所有法第二十二条第 に する場合を含む。 の部 おいて定められ 部 $\widehat{\mathbb{Z}}$ ンの共用部 分 分若しくは れたも 分所有法第六 议 下この \mathcal{O} た施 が の発若 附 0) 条 \mathcal{O}

定による規約とみなす。 による規約、 れぞれ区分所有法第四 (区分所有法第六十七条第三項において準用する場合を含む。 規定による規約又は区分所 合し ないときは、 区分所有法第 権利変換 条第二項 十一条第二 有法第二十二条第二項ただ 若しくは 計 画 四中その 項若しくは第 第六 定めをした部 + 七 条第一 十四条第 分は、 し書の規 項 の規 兀 そ 項 定

行者の る相 傍同 項ただし書の規定により賃借権が与えられるように定められ 定する三十日の 政令で定めるところにより、 くは 八十四条 に限る。 地 施 家賃の 1利用権 当の 速やから 種の ばならない。 行 所有する施行再建マンショ |敷地利用権を取得した者又はその 再 価額を基準とし 建築物に関する同 建) ごとに、 額を確定 に、 施行者は、 \mathcal{O} マンション 価額又は 当該事業に 期間を経過し 施行者が賃貸する施行再建 施行再建マンショ 0) マンショ て、 区 これらの 種の 要し 分所 施行再 その た日における近傍類似の 権利の た費用 ン 有 ンの 確定し 権等 者にその 建 建 替 部 取引価格等 0) 事 \mathcal{O} 7 ンの 分につ 賃借権 た額 額を確し ンションの区 業 価 確定 0 額 区 等 及び第六十二条に規 工 L 分所有権若しくは い を取得した者 定するととも 事 \mathcal{O} を考慮 て第六十条第 が 確 た マンションの部 額 完了したとき 定 を通 分所 土 心して定 地 文は 知 有 l たも 権若 に 施施 匹 8 な 近

第

2位による分筆又は合筆の登記の申請)

とができる。 十二条 るときは、 施行者は、 所 有者に マンシ 代 わ 0 彐 分 ン 筆 建 文は 替事業の 合 筆 施 0 行 登 記 0 ため を申 に必 請 けるこ 要が

> 第十四 条第一 二項 項 場合を含む。)の規定による規約又は区分所有法第二十二条第二 た部 ただし書の規定による規約とみなす。 本文の 項の 分は、 条第四項 規定による規 規定に適合し それぞれ区 (区分所有法第六十七条第三項において準用する 約、 1分所有 ないときは、 区 1分所有: 法第四 法第 条第二項 権 利変換計 十一条第二項若 若 しくは 画 中その定 第六十七 しくは めを

第八十四 敷地利 行者の 傍同 け 分の家賃の \mathcal{O} 項ただし書の規定により借家権が与えられるように定められたも る相当の 定する三十日の期間を経過した日に 政 は、 しくは敷地 (施行再 に限る。 令で定めるところにより、 れ 種の ば 速やかに、 なら 用 所有する施行再建マンションの部分について第六十条第四 条 権の 建 建 価額を基準とし 額を確) ごとに、 施行者 な 利用権を取得した者又はその 築物に関する同 マンシ 価額 当該事業に要した費用の額を確定するとともに、 文は は、 ョンの 定 Ļ 施 施 7 て、 区 行者が賃貸する施 行再建マンションの区分所有権若しくは ンション建替事 これらの者にその確定 種 分所有権等の その確定した額及び第六十二条に規 施 0 行再 権 利 建 0 おける近傍類似の土地又は近 マンションの区分所有 取 引価 借家権を取得した者 価 業の工事が完了したとき 紀行再建 額等の 格等を考慮して定 した額 確 マンションの を通 知 権若 部 &

(土地の分割及び合併)

第 ことができる。 あ 九 十二条 るときは、 施 所 行者は、 万有者に 代わ 7 ンショ って土地 ン建替事業の施行のために必要が 0) 分割 又は 合併 0 手続をする

(技術的援助の請求)

2 都道府県知事 第百一条 (略)

請することができる。 化推進センタ 化の推進に関する法律第九十一条に規定するマ 行うために必要があると認めるときは、 都道府県知事及び 议 下 市 町 セン 村長 は タ ĺ 前 とい 項の う 規定による技術 7 ンショ に ンショ 必要な協 ンの管理の適 ン管理適 的 力を要 援助 正 を 正

除却の必要性に係る認定)

第 政庁(以下単に「特定行政庁」という。)に対し、 和二十五年法律第二百一号) 第三十四条の規定による集会 規定により選任された管理者 百二条 項の規定により置かれた理事をいう。 を除却する必要がある旨の認定を申請することができる。 において指定された区分所有者)又は区分所有法第四 マンションの管理者等 国土交通省令で定めるところにより、 第二条第三十五号に規定する特定行 (以 下 (管理者がないときは、 (区分所有法第二十五条第一項 「区分所有者集会」という。 第百五条の二にお 建築基準法 当該マンショ 区 十九条第 1分所有法 V て同 (昭 0 第

は、その旨の認定をするものとする。当該申請に係るマンションが次の各号のいずれかに該当するとき2、特定行政庁は、前項の規定による申請があった場合において、

2

基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるもの当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築

(技術的援助の請求)

(新設)

第百一条

(除却の必要性に係る認定)

対し、 ことができる。 号に規定する特定行政庁 り置かれた理事をいう。 された区分所有者)又は区分所有法第四十九条第一 定による集会 され 百二条 百二十三号)第二条第一項に規定する耐震診断が行われたマンシ ンの管理者等 建築基準法 た管理者 当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請する 建 築物の耐震改修の促進に関する法律 · (以下 (管理者がないときは、 (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第三十五 管理者がないときは、区分所有法第三十四条の規(区分所有法第二十五条第一項の規定により選任 「区分所有者集会」という。)において指定)は、国土交通省令で定めるところによ (以下単に「特定行政庁」という。) に (平成七年法 項の規定によ 律第

るとき。 として国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められ

るとき。 として国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められ 基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるもの 当該申請に係るマンションが 火災に 対する安全性に係る建 築

ると認められるとき。 るおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当す する建物の という。 当該申請に係るマンションが外壁、 部分 が剝離し (第百八条第六項第二号 落下することにより 外装材その他これらに類 ラハ (1) に 周辺に危害を生ず おい て 外壁等

兀 通大臣が定める基準に該当すると認められるとき により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交 その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとし 土交通省令で定めるものに限る。 当該申請に係るマンションが給水、 0 損傷 排水その 腐 食そ 他 の配 0 管設備 他 の劣化 て国

五. き。 滑化の促進に関する法律 条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとし て国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められると 当該申請に係るマンションが高齢者、 (平成十八年法律第九十一号) 障害者等の移動等の円 第十四

3

(新設

第百五条の二

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

独立行政法人都市再生機

構

は、

独立行政法人都市再

務のほか

第百二条第一 -成十五

認定を申請しようとする者又は要除

機構法

伞

年

法律第百号 項の

第十一条第一

項に規

定する業

3

(略)

- 28 -

(略)

建 却認定マンショ 是替え、 調整及び技術の ン 彐 0) 提供の業務を行うことができる。 管理者等からの委託 敷 地 売 却 又 は 敷 地 分割を に基づき 行うため 7 ンショ に 必 要な調 0

(区分所有者集会の特例)

第百六条 集会を開くことができる。 (以 下 この法律及び区分所有法の定めるところにより、 を受けた場合においては、 いずれかに係るもの 第百二条第一項の認定 「特定要除却認定マンショ に限る。 特 (同条第二項 定要除 以 ン 下 特 という。 却 定要除 認定を受けたマンショ 第 一 号 郊認定」 の区分所有者 から第三号ま 区分所有者 という 第

(マンション敷地売却決議

第 百八 あるときは、 であるときは、 当該敷地利用権の 定要除却認定マンション及びその敷地 マンションに係る敷地利用権が数人で有する所 条 敷地売却決議」という。 特定要除却認定を受けた場合において、 区分所有者集会において、 その借地権) 持 分の 価格の各五分の)

をすることができる。 を売却する旨の決議 **当** 兀 区分所有者、 該敷地利用権 以上の多数で、 有権又は借地 特定要除却認定 (以 下 議決権 が借地権 「マンシ 当該特別で 権で

ければならない。
2 マンション敷地売却決議においては、次に掲げる事項を定めな

受ける者)となるべき者の氏名又は名称た場合にあっては、組合から特定要除却認定マンションを買い規定する組合をいう。以下この号において同じ。)が設立され一 買受人 (第百二十条第一項の規定により組合 (第百十六条に

一・三 (略)

(区分所有者集会の特例

るところにより、区分所有者集会を開くことができる。認定マンションの区分所有者は、この法律及び区分所有法の定め、百六条 第百二条第一項の認定を受けた場合においては、要除却

(マンション敷地売却決議

第百八条 ン敷地売却決議」という。 あるときは、 要除却認定マンション及びその敷地 び当該敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該 であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、 定マンションに係る敷地利用権が数人で有する所有権又は借 第百 その借地権) 二条第 一項の認定を受けた場合において、 を売却する旨の決議 をすることができる。 (当該敷地 利用 以 権が借地権 下 「マンショ 要除却 議決権及 地

ければならない。
2 マンション敷地売却決議においては、次に掲げる事項を定めな

る者)となるべき者の氏名又は名称た場合にあっては、組合から要除却認定マンションを買い受け規定する組合をいう。以下この号において同じ。)が設立され一 買受人(第百二十条第一項の規定により組合(第百十六条に

· 三 (略)

6 3 \ 5 7 9 る事項をも通知しなければならない。 通知をするときは、 (削る) 前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項 (1) する場合 (1) 火災に対する安全性のする場合 次に掲げる事項 (2) (1) する場合 (2) 次に掲げる場合の区分に応じ 1)の改修に要する費用の概算額ョンの建替えをしない理由 ションの建替えをしない理 特定要除却認定マンションが第百二条第二項第三号に該当 特定要除却認定マンションが第百二条第二項 て単に「耐震改修」という。 百二十三号) 特定要除却認定マンショ (略) (略) ない 火災に対する安全性の向上を目 (1)の改修に要する費用の概算額 外壁等の剝離及び落下の防止 耐震改修に要する費用 建築物の耐震改修の促進に関 理由 次に掲げる事項 次に掲げる事項 前条に規定する議案の要領のほか、 第二条第二項に規 の概算額 ン 由 が第百二条第二項 それぞれ次に定める事項 又はマンションの建替えを する法律 を目的とした改修又はマ 定する耐震改修 的とした改修又は (平成 第一 第二号に該当 七 (2)におい 号に該当 次に掲げ 年法律第 マンシ 0 7 5 9 6 3 \ 5 三 る事項をも通知しなければならない。 通知をするときは、 る耐震改 ンションの建替えをしない理由 耐震改修に 建築物の (略) (略) 略 修 耐 (次号に 震 改 修 お 0 促 い 進

前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項 前条に規定する議案の要領のほか、 次に掲げ \mathcal{O}

て単に に関する法律第 耐震改修」 一条第二 という。 一項に規定す 又はマ

分

所

有法

留第六

十三条

次及び

第

六

+

兀

条

0

規

定

は

7

ン

シ

彐

敷

10

, 6

第 単 う

下 11 ン

が 円 五項 借 設立された場合にあつて 却 ンショ 買 地 分所 0 ママ 滑 ョンをい 闩 くまで及び 受 事 等 ての 権 項に規定するマンショ るの 取 0) 却 等が 、 う。 ンショ に着手 化法第1 ンショ 滑 シ ョ 壊 建替え等 計 同 有 決 **E**条第七 一条第 とい 権利 とい 法第六 は 転 化法第百十六 議 等」 以 敷 \mathcal{O} 0 な が ママ 、 う。 . う。 う。 区 認 L \mathcal{O} 下 工 地 あ 事に なか 売却 分所 同じ。 、円滑化法 とき」 項中 敷 十三 定 移 項 0 一円 が地売 第八 転 円 た 第 に着手し 有法 条 が 及 で に 滑 場 日 滑 0 及びその 八条に規 円 却」 、号に と、 た 化に 第 合 そ な 化 あ 項 建 は、 公第六十 ر ا 第二 と 敷 Ō 物 法 滑化法第百二 るとき 及びその 第 に 1第二条 とい 規定 着手 لح な 関 地 区 項 \mathcal{O} 0 分所 流定する. はする ٢, [] 敷 円 +条 敷 区 売 取 あ 中 V には、 -号に規 とするマ をし . う。 第 分所 却 地 匹 壊 地 滑 る て 条中 法律 第 売却 とあ 化 敷 を 有 同 \mathcal{O} 建 準 L \mathcal{O} 地 項 法 組 法 組 そ 有 替 な は 項 用 \mathcal{O} ・ンショ と読 ただし 第百四 合をい 第六 +に 項 \mathcal{O} 定 第 法 1 工 合 決 る (\(\neq \) え す てする借 議に 第六 に ź。 第十号に と 権 条 借 \mathcal{O} 建 事 \sim き」 ンシ 号に と み替 十四四 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 地 替えに」 下 利 は 十三 う。 着 0 書 帰 + 権。 基 と える 条中 手 属。 円 敷 と 移 中 九 項 地 彐 規 づ 同 円 あ \mathcal{O} 規定す |条第六| 条の あ ン 定 < 条第三項 地 滑 場 転 以 \mathcal{O} 以 権 滑 る とあ 売却 と 建 0) ŧ る 等 以 下 規 下 す 売 化 化 \mathcal{O} 合 建 议 規 \mathcal{O} \mathcal{O} あ が 物 下 同 定 同 敷 る 買 法 法 は に Ü ^る売. 定に ľ 下単 項中 とする 替 は な 0 に 地 7 契 第 る る お 権 以 $\tilde{\mathcal{O}}$ 利用 ンシ え 0) カュ 取 ょ 約 百 カ لح 7 1 権

n

が組に

に

権 彐 ょ 条

に 八 建 は

ンショ るマン 売却マ 設立 借地 権 \mathcal{O} 移 が 物 Ŧī. X 地 \mathcal{O} 合 0 ンをいう。 第 マンション に 彐 ~転等」 ?円滑 と あ 工 V 0 項 移 利 ママ 分 売 一円 区 され 権 が所有 ての まで及び区 転 0 事 項 取 0) 却 る 第二条第一 分所 ・ンショ 壊し に規定するマンション敷地 0 等 同 滑 化 シ 建 決 移 **E**条第七 着手し とい をい ショ 化法 権利の とい 3 法 が 転 た場合にあ 法 替え等 議が 有 は 等」 第六 ない 以 敷 法 第 ン 0) ママ . う。 、 う。 、 う。 第百 ン 地 第 工 ン あ 下 一 、とき」 と 売却 分所有 項 項 な 移 条 同 事 敷 关 ン 0 十三条第一 一 ľ た場 シ 中 か 十六条に規定する組合をいう。 転 第 滑 に 地 第八号に規定するマンショ 十三条及び 円 つた」 いつては、 であ が 及びその敷 滑 化法第二条第一項第一号に規定するマン 着手しない」とあるのは に」と、 売却」とい 滑 彐 建 (円滑 「その着手をしな と 化に ない 化法 法第六十四 合 ン 項 及びその敷地 敷 物 るときは、 に 第 とあ 地 区 0 第二条第 化 十七号に規定 関する法律 項 0 円滑 ٤ 法第百 区 売却 分所 第六十 取 中 V 、 う。) る 地 壊 分所有法第六十三条第六 て準 建 を の組 条中 同 売却決議に基づく売買契約 有 L \mathcal{O} 化法第百四十九条の規定による その借 三 十 法 \mathcal{O} は 項 替 用 兀 と読 に」と、 ただ 項第十号に規定する売 「えに」 ずる。 いとき」 条の 第六十四 工事の着 合 「建替えに」とある 以 (マンション でする借 権 -条 第 \sim 0 L 地 み替えるものとする。 利 下 規定は、 書中 帰属。 権。 とあるの \mathcal{O} ン敷地売却 円 「円滑化法 とあ 項 同 条中 手 移転等が 地 0 滑化 以 権 0 以 条第三項 場 とある るのは . の 建 規定によ 以 下同じ。 下 合 7 以 敷地 建 同 法第 物 下 ン は に 項 「替えを」 なか ľ 下 シ \mathcal{O} お **(以** ママ とい の 旨 中 0 取 権 単 利 か 彐 却 シ は 利 ŋ に 用 は 壊 0 八 5 下 て、 た \mathcal{O} が 組 に 彐 条 建 権 第

受 計 画 0 認 定 を

利

は

9 た

壊 利 却 ょ

L

 \mathcal{O}

7

る

第百九 計画 物 却認定マンショ これを買い受けようとする者は、 認定を申請することができる。 又はその部 0 決議がされた特定要除却認定マンショ 提供等 条 (以 下 シ 国土交通省令で定めるところにより、 彐 7 ンショ 分の提供又はあっせんをいう。 「買受計画」という。 (決議特定要除 に ン」という。 0 V ン敷地売却決議が予定され て マンショ 却認 定マンションに代わるべき建築物 0) 当該 ン敷 買受け及び除却並びに代替建築 を い 特 定 要 作成し、 地 売却 ン (以下 以下 たている 除 決 同 都 7 却 議 ٣ ンショ 道 認 が 「決議 府県 定 あ 特定要除 7 0 特定要除 に関する 知事等 ンショ た場 合に 却認 0)

2 買受計画には、 次に掲げる事 項を 記 載し なけ れ ば ならない。

要除却認定マ 定要 決議特定要 除 却 認 除却 定 ショ 7 認定マンションを買 シ ンを除却する日 彐 ン 0 管理 に関する事項 までの間に い受け た日 おけ から決議特定 る当該決議

 \equiv 決議特定要除却認定マンシ 決議特定要除 却 認定 7 ン シ 彐 3 ン ン 0) の買受け及び 買受け及び除却 除却 の予定・ に関 ける資 時 期

兀 (略)

金計画

五 関する事項 決議特定要除 却 認定マ ン シ 彐 を除 却 L た 後 0) 土 地 0) 利 用 に

六 略

買受計画の認定基 準

百十条 合におい 都道府県知事等は、 次の各号のい ず 前条第一 れにも該当 項 すると認 0) 認定の申 \Diamond るときは、 請 が あ った場 そ

決 議特定要除却認定マ シ 彐 ン を 買 い受け た 日 カゝ 5 決 議 特 定

 \mathcal{O}

認定をするもの

とする。

第百 ンショ 要除 できる。 は 」という。 国土交通省令で定めるところにより、 を買い受けようとする者は された要除却認定マンション(以下 とい あっせんをいう。 九 . 却認定マンションに代わるべき建築物又はその部 条 . う。 ン につ 7 を作成し、 の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等 1 ション敷地 て、 以下同じ。 マン 都道府県知事等の認定を申請することが シ 売却決議 彐 ン敷 当該要除 に関する計画 が予定されている要除却認定マ 地 売却決議 「決議要除却認定マンション 却認 マンション敷地売却決議 定マンションごとに、 があ 以下 った場合にこれ 分の提供又 「買受計 (決議 画

2 買受計画 決議 には、 |除却認定マンションを買い受けた日 次に掲げる事項を記載しなければならない。 から決議要除却 認

定 7 シ ションを除却する日 3 の管理 に関 はする事 までの間 項

に

おける当該

決

議

要除

定マ

ン

要

三 決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計 決 (議要 除却認定マ ンションの買受け及び除却の予定時

画

兀 略

Ŧī. る事項 決議要 除 却 認定 7 ン シ ョン · を 除 却 した後の 土 地 0 利用 に関

六 略

(買受計画の認定基準)

第 百 \mathcal{O} 合におい 1十条 認 定 をするも 都道 て、 次の 府県知事等は、 0 各号の とする。 11 ずれ 前 条第一 にも該当すると認めるときは、 項の認定の申請があった場 そ

決 議 要 除却認定マ シシ 彐 ンを買い受け た日 カゝ 5 決 議 要 除

とが確実であること。
定要除却認定マンションについて新たな権利が設定されないこ要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議特要

- 除却されることが確実であること。
 、当該決議特定要除却認定マンションが買い受けられ、かつ、金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり二、決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資
- 三 確 0 実に遂行するため適切なものであること。 区分所有者又は借家権者の要請に係る代替 代替建築物提供 等計 画が当 該 決議 特定要除 建 却 築物 認定 の提供等 7 ンショ ン を

(除却等の実施)

第 百 0 画 「認定マンションの買受け及び除却並び 施しなければ 十三条 (第百十一条第一 以下「認定買受計 認定買受人は、 ならない。 項の変更の 画 第百九条第一項の認定を受けた買受計 という。 認定が あっ に代替建築物の提供等を に従い、 たときは、 決議特定要除

(報告の徴収等)

第 2 百十 又は代替建築物の提供 (施すべきことを勧告することができる) に定買受人に対して、 1係る決議特定要除却認定マンションの買受け 替建築物の提供等の状況について報告を求めることができる。 都道府県知事等は、 従って決 应 条 都道 議特定要 府 県 知 当 等を実施してい 除 認定買受人が 事 該認定買受計 却認定マンショ 等 は、 認定買 正当 画 ないと認 受人に対 に な理 ン の買受け若しくは除却 従 ってこれ 由がなく認定買受計 į 若しくは除却 めるときは、 認定買受計 5 の措置 当該 又は 画 を

ること。マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であ定マンションが除却される日までの間に、当該決議要除却認定

- ることが確実であること。
 該決議要除却認定マンションが買い受けられ、かつ、除却され画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当一決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計一決議要除
- 分所有者又は借家権 代替建 遂行するため適切なものであること。 築物提供 公等計画 者の要請 が当 に係る代替建築物の提供等を確 該 決 議 要除却 認 定 7 ンショ ン \mathcal{O} 区

(除却等の実施)

第百十三条 \mathcal{O} 画 L 定 もの。 なければならない。 マンションの買受け及び除却並びに代替建築物の提供等を実施 (第百十一条第一項 以 下 認定買受人は、 「認定買受計 の変更の認定があったときは、 第百九条第一項の認定を受けた買受計 「画」という。 に従い、 決 その変更後 議要除却認

(報告の徴収等)

2 第 **尼百十四** 買受人に対して、 代 画に従って決議要除 建 に係る決 建築物の · 替建 都道府県知 きことを勧告することができる。 築物 条 (議要除 提供等の状況について報告を求めることができる。 都道 0 提供 事等 . 却認定マンションの買受け若しくは除却又は 府 は、 当 (等を実施していないと認 県 却認 該認定買受計 知 認定買受人が正当な理由がなく認定買受計 事 定マンション 等 は、 認定買受人に対し、 画 に 従ってこれらの措置を実施 の買受け若しくは除却又は め るときは 認定買受計 当該認定

の要領をも通知しなければならない。 「国地建物所有者集会の招集の通知に関する特例) 「国地建物所有者集会の招集の通知に関する特例)	(団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例)	第五節 敷地分割決議等	ばならない。
(新設)	(新設)	(新設)	らない。

(地分割決議)

(敷

分割決議」 地内建物の 分の四以上の多数で、 建物所有者集会におい 百 + 五. 条の とい 敷地又はその 兀 、 う。 特 定 要 をす 当 て、 除 借 該特定団地建物所有者 却 特定団 ることができる。 地 認定を受けた場合に 権を分割する旨 地建物所有者及び \mathcal{O} 決 の共有に属 お 議 議決権 V 以 7 は 下 する の各 敷 4 寸 地 五. 地

2 合によるものとする。 あっても、 する区分所有法第三十 十八条の 権 前 項の は 規定にかかわら 区 寸 当該団地内 |分所有法第六 地 建 物所 有者集 -条 第 建 十六 物 ず 会に 0 条に 敷 項 区 地 0 分所有法第六 お ける各様 又はその 規 お 約に V て 別段 特定 準 借地 用 0 十六条に す 寸 権 定 る 地 0) \Diamond 区 建 共有 が 分 物 あ お 所 所 持分の る場合で *(*) 有 有 て準用 法第三 者 0) 割 議

3 敷地分割決議において は 次に掲げる事 項 を定 め なけ ればなら

ない。

ľ. 以下同じ。 (敷 除却マ (敷地分割決議に係るものに 地分割後の となるべ ンショ となるべ き土 除却マンショ 敷 地 地 、き土地 \mathcal{O} (敷 区域 地 ン \mathcal{O} 分 限る。 敷 区 割 地以 域 後 及び非 0 外の 特 0 定 敷地 要除 除 存する敷 却 を 7 却 ・ンショ いう。 認定 地をいう。 マンショ ン敷 以 下 同 地

敷地分割後の 敷地分割後の 4 土 地 地 共用. 又はそ 部 分の共 \mathcal{O} 借 地 有持 権 \mathcal{O} 分の帰属に関する事項 帰 属 に 関 する事項

敷地分割に要 する費用 の概算額

前号に規定する費用の分担に関する事項

六 五 四 三 二 寸 団地内の 駐車 場 集会所その 他 \mathcal{O} 生活に 必 要な共同 利用 施 設

前項各号 \mathcal{O} 敷地 一分割後の 管理 及び 使 用 に 関 する事項

(第四号を除く。

に掲げる事項

は

各

特

定団

地

建

物

4

新

- 所有者の衡平を害しないように定めなければならない。
- 5 集会を招集するときは、 け 区分所有法第三十五条第 ればならない 当該団地建物所有者集会の会日より少なくとも二月前に発しな 第 項に規定する決 談議事 区 項の 分所有法第六 項 を会 通知は、 議 0 目 同 十六条に 的 項の規定に とする団 おい |地建物| かかわらず て準 用 所 する 有 者
- 6 ばならない。 準 見規定する議案の -用する区分所有法 前項に規定する場合において、 要領の 第三 ほか 十五条第 次に掲げる事項をも通知しなけ 区分所有法第六十六条に 項 0 通 知をす るとき は お 前 ** \ 条 れ
- 必要とする理由
 ・特定要除却認定マンションの除却の実施のために敷地分割を
- 法一一敷地分割後の当該特定要除却認定マンションの除却の実施方二一敷地分割後の当該特定要除却認定マンションの除却の実施方
- 住環境を確保するための れているときは、 マンショ ン 0) 建 当該計画 替え等その 措置に関 の概要 他 0 する中長期的 寸 地 内 建 物 に な計 お け る良 画 が定めら 好 な居
- 7 知 有者集会の会日より 分が 第五項の日 説明会を開 き事 ず項につ 団地建物所有者集会を招集し 催し なけ V て 少 特定 ればならない。 なくとも一月前までに、 寸 地 |建物所有者に対し説明を行うため た者 は、 当 当該 該 招 集 寸 \mathcal{O} 地 際に通

8

規定は、 律第百十五条の 特定団地建物所有者 区分所有法第三十五条第 区分所有法第三 と 前項の説明 同項ただし書中 会の 十五条第 規 (\ \ \ \ \ \ 定する特 シシ 開催につい 彐 項から第四 「伸縮する」 定 項 ン 団 \mathcal{O} 中 地 建 て準用する。 区 替え等 建 分所有者」 物 項 くまで とあるの 所 \mathcal{O} 有 円 及び第三 者 この場合にお を 滑 とあるの は 化 う に 一十六条の 伸長する 関 ける法 下 は 同

有法第六 とあるの と 草 は 一項及び 有 寸 司 部 地 条第一 は 十六 分 内 第四 条に 特 と 定団 1項並び لح 項 及び 読 お 同 み替 I地建物 条 V 第 に て 第 らえるも 区 準 一用す 所有者」 分所有法第三十六条中 項 項 中 中 0) る とする。 区 第 専 と 分 兀 有 所 + 部 分 同 有 条 法第 項 中 لح と あ 兀 あ 建 る 十 る 区 条」 物 0 0 内 分 は は 所 とあ 有 建 区 者 同 物 分 条 所 又

9 議 なけ 地 分割決 れ ば 7 なら 0 公議をし 各 特 定団 た 寸 地 建 地 建物 物 所 有者の 所 有者 集会の 賛否をも 議 記載 事 録に L は 又は そ 記 0) 録 決

10 をしたものとみなす む。 地 分割決 は 次議に賛 敷 放地 分割 成し 決 議 た 各特 0 内 容 定 寸 に 地 ŋ 建 敷 物 地 所 分割 有 者 を (そ 行 Š 0 旨 承 0 継 合 人 を 意

(区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求

第百二十四条 (略

3 2

え等 第二条第一 11 却 地壳却決議 円 て、 規定による請求が 区分所有法第六十三条第五 とあるの Ö 滑化法第百四 項第八号に規定するマ 大議 同条第六 円滑化に 同条第五項 項第十号に規定する売却 は 以 項 関する法 円 +中 下 中 建 九 滑化法第百 物 単 あった場 「建替えに」 条の に 建 \mathcal{O} 替 律 取 「マンシ 壊し 1え決 ・ンショ 規定による売 (以 下 一会につ 項から第七 議」 0 八 とあ 工 彐 条 ン 円 事に 第一 لح ン 敷 **\ 7 めるのは「マンンで準用する。 滑化 敷 あ 地 るの 項に規 売却 シ 着 却 地 項 売却 法 彐 手 ま 7 ン L は に での規定 ン 「マンシ ショ 定する という。 を 決 な ママ と、 議 11 11 う。 ンシ この場合に は、 という。 彐 لح 7 円 ョン敷 ある ンの 以 建 第二条 下 滑 シ 替 第 え決 同 化 \mathcal{O} 彐 建 は地 じ 法 替 お 項

区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求

2 (略)

第

百二

十四四

条

略

3 とい な 決議」 0) シ 定するマ 1 と ンシ て、 マ 規定による請求が 彐 11 区分所有法第六十三条第五項から第七項までの規定は、 う。 とい لح シ 彐 区 分所 河 あ 3 建 ン , う。 第二条 るの ショ 滑 ン 替え決議」とあるの 0 有法 化 敷 建) 」 と、 を 替え等 !法第二条第一 地 は ン 売却 第六 第 敷 「円滑 地 あ 売却 項 決 \dot{O} 十三条第五 0 同条第六項中 化法第百 議 第 円滑化に関する法 た場合につい ے ک 決議 八号に規定するマンショ 項第十号に規定する売却 は (以下単に 項中 兀 「円滑化法第百八条第 建 + 九条の規 物 「建替え決議 て準用する。 「建替えに」 の取 律 「マンション 壊 (以下 しの 定による売却 この とあるの ン敷地 工事に着手し 」とあるの 「円滑 マンショ 場合に 敷 項に規 売却に 地 化 は 売却 法 は 項 お

第百六十四条 第百六十三条 第百六十五条 2 と のは 条第 しの工事の着手」とあるの 同項ただし書中 る組合への帰属(以下単に とができる。 るものとする。 (敷地 2要があると認めるときは (法人格) 、技術的援助の請求) ないとき」とあるの は、 であるときは、 第五章 「組合 及びその 道府県知 「第四項」とあるのは 分割事 項 第 第二 敷地分割事業を実施することができる。 節 への帰属がなかつ 業の 一十号に 敷地 事 組 敷 款 敷 等は 合は、 地分割組 地分割事業 略) 「建物の取 通則 地分割組合 実 (売却マンショ (施) その借 規定する借 は 法人とする。 前 合 項 組 壊し は 地 \mathcal{O} 以 た 合への帰属がないとき」 円滑化法第百二十四条第一項」と、 組 権 セ 規 組 合へ 0) 地 下 定 合へ と ン タ 工事に着手しなかつた」とある \mathcal{O} 権 よる 0] 0) 円 0) 以 章に の帰 帰属」 同条第七 滑化法第百 敷 に必要な協力を要請するこ が地利用: 技 下 属 おい 術 単 という。 的 に ۲, 項中 7 援 権が円滑 一借 助 十六条に規定 組 を 地 「その着手を 「建物の取壊 合 と読み替え 権」 行うため がない」 化 という という 法第二 に す 第百六十三条 (新設 (新設 (新設) 項中 とき」と読み替えるものとする。 なかつた」とあるのは 四条第一項」と、 百十六条に規定する組合への帰属 権 をいう。 いう。)がない」と、 借地 が円滑化法第 技術的援 「その着手をしないとき」とあるのは 「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは (新設) 権」という。 (新設) 以下同 (新設) 助 の請求 略 じ。 二条第 同項ただし書中 及びその敷地 であるときは、 組 「第四項」とあるのは 項 合への帰属がな 第十七号に規定する借 「建物の取壊しの工事に着手し (以下単に (売却マンションの敷地利用 その借 か 組 つた」と、 地 組合 「円滑化法第百二十 権) 合への帰属がない 「組合へ 地 の円滑化法第 への帰属」と 権

(以下単に

の帰属」 同条第七

用 い 用 (新 設)	第二款 設立等 てはならない。
	てはならない。
	い針は、
	ならない。
	第百六十七条 組合は、その名称中に敷地分割組合という文字を用(名称の使用制限)
	十 その他国土交通省令で定める事項
	九 公告の方法
	八事業年度
	七 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項
	六 総会に関する事項
	関する事項
の方法に	五 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方
	四 事業に要する経費の分担に関する事項
	三事務所の所在地
	二 分割実施敷地に係る団地の名称及びその所在地
	一組合の名称
	ならない。
: れば (新設)	第百六十六条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなけ
	(定款)
	八条の規定は、組合について準用する。
七十	人及び一般財

第百七十条 第百六十八条第一項の規定による認可の申請があっらない。 (事業計画の縦覧及び意見書の処理) らない。	(事業計画) (事業計画) (事業計画) (事業計画) (事業計画) (事業計画) (事業計画との他国土交通省令で定める事項を記載 (事業計画) (事業計画においては、国土交通省令で定めると (事業計画) (事業計画においては、国土交通省令で定めると (事業計画) (2 前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者とみなす。 制合の設立について、敷地分割合意者の四分の三以上となる場合に限る。)な 者の同項の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。)な 得なければならない。 同年の場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地の割合意者は、	第百六十八条 第百十五条の四第十項の規定により敷地分割決議のの認可を受けて組合を設立することができる。
た。はな	だしり事のこれ 業概ろ	な 人 の ま き 高 に 、	知事「内た決事業敷容者議等計地に」の
(新 設)	(新 設)		(新 設)

4 3 2 ときは、 審理 円滑化に関する法律第九条第 第三十八 きは、 に、 県知事は当該町 に供 場合において、 あると認めるときは事業計 せなければならない。 内にあるとき 查法第二章第三節 の旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。 規定により 前項の規定による意見書の内容の審査については、 都道府県知事等は、 縦覧期間 分割実施 員」 その ずれかに該当しない 以下同じ。 0) 都道府県知事等に意見書を提出することができる。 その 規定を準用する。 へ 条、 この とあるの 意見書に係る意見を採択すべ 当 間満了の 該土 内 敷 が縦覧に は、 容を審査し、 地となるべ 限りでない。 第四十条、 村の 分割 地 日 は 0) 当 (第二十九条、 と、 供され . (T) 長に当 所 該 実 翌日 前項 在 市 施 都道府県知事等 ただし、 第四 き土 この 事実があ 地 敷 同 \mathcal{O} から た事 が町 その 法第三十一 画 0 該事業計画 長 地となるべ 「に必 場 +規定により意見書の提出 地 は 一合に 起算し につ 村の 項に規定する都道 意見書に係る意見を採択 業計画に 当 当 |該申 条第三項 第三十条、 要な修 ŋ 該 おい V 区 事 条、 きで き土 認可 請に を二週間 て二週間を経過する日 て 域 業 て 正 権 内にあるとき 計 及び第四・ ンショ 関し 第三十二条第三項、 を加えるべきことを命 ないと認めるときはそ 利 す 地 画 V 第三十二条第二項、 を二 同 を ベ 0) て きでな 法第二 公衆の 意見があ 明らかに次条各号 有 所 ンの する 週 府県知事等を 在 十二条を除く 間 地 十八 行政不服審 いと認 縦覧に供さ 公衆 建 が 者 は が るときは 替え等 す 市 あったと は 都 道· 条中 \mathcal{O} \mathcal{O} きで まで める 縦覧 前 区 域 第 府 項

5

第百六十八条第一

項の

規定による認可

, を 申

請

L

た者

が

第三

項

項

及び第二

項

中

「審理

員

とあるの

は

都道府県

知事等」

4

三十三条から第三十七条まで、

第三十

九条並びに第四

+

と 条読 第

3 2 2 第百七十三条 第 きない。 地の より、 る認可 十四条第一 る。 っては、 物所有者 百七十四条 分割実施敷地」 建替え合意者等である組合員又は参加 を の組合員とする。 は事業計画をもつ を送付しなけ 実施敷地の 項」 (組合員) 組合は、 は 分割実施敷地に現に存する この場合において、 人の 区 か 「その 过域、 とあるのは 組合の をしたときは つ、 、条及び第十九条の規定は、 組合員とみなす。 第三 (その承継人 他 項」 前項の 関係市町村長に分割実施敷地に係る団 \mathcal{O} 区域その 事業実施期間その他国土交通省令で定める事項を公告 名称、 分割実 専有部分) 款 都道府県 ればならない。 とあるの کے 管理 公告があるまで 「第百六十八条第一項」 第十 施 他国土交通省令で定める事 分割実施敷 知事等 敷 組合員その 遅 (組合を除く。 が地に 足滞なく は 第十八条第 が 九 数人 条中 「第百七十三条第一 現に は、 0 0) 地に係る団 「施行マ 存す は 共有に属するときは 建 他の第三者に対抗することが 第百六十八条第 玉 土交通 物 組 一項及び第二項中 加組合員の 合の る 組 (専 を含む。 寸 合 ショ と 有部 一地の 組 0 省令で定 地 合員に 内 成 項」 項を表示する図書 同 名 別 分 建 <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> その 条第 又は 0 物 地 称 کر 項 とあ の名称、 0 あ は \mathcal{O} \emptyset る建 定 分割実施敷 るところに 他 V 特 の規定によ 「第九条第 その数人 項中 て準 全て組 款若 る 定 とある とある 足物にあ 並 0 4 しく びに 用す 分割 は 地 「第 合 建 で (新設

(新設)

٤

有する区分所有権又は敷地利用権」

	六 賦課金の額及び賦課徴収の方法契約
	 五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき 四 経費の収支予算
	法 借 入 金
	一定款の変更い。
(新設)	
	つ 央 妻
(新 設)	第百七十六条 組合の総会は、総組合員で組織する。(総会の組織)
	組合の役員について準用する。
	3
	2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこ
	上を置く。
(新設)	第百七十五条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以
	(役員)
	と読み替えるものとする。
	分所有権又は敷地利用権」とあるのは「その分割実施敷地持分」
	施敷地持分をいう。以下この条において同じ。)」と、「その区のは「有する分割実施敷地持分(第百七十九条に規定する分割実

組 (新 設)	以上であることをもって足りる。 (総代会) (総代会) (総代会) (総代会) (というである) (と
じ当(合 ち (新 設)	とあるのは「第百七十九条」と読み替えるものとする。 (特別の議決) (特別の議決) (特別の議決) (特別の議決を正のの事項がで定める重要な事項並びに同条第八号に掲げる事項は、組合事項部分のある建物にあっては、専有部分)を所有するための当該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じるとあるのは「第1000円の第100円では、第100円
「 あ る 第 (新 設)	は、 「第百六十八条第一項」と、第二十九条第三項中「次条の規定は組合の総会の議事について、それぞれ準用する。 「第百六十八条第一項」と、第二十九条第二項中「第九条第一項」と、第二十八条の規定は組合の総会の招集について、それぞれ準用する。 「第百六十八条第一項」と、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十八条の規定は組合の総会の招集について、 「第百六十八条第一項」と、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十八条第五項中「第九条第一項」と、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第二項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条」を表する。

	の規定の適用については、出席者とみなす。十八条及び第百八十条第四項において準用する第二十九条第一項
	第二項の規定により議決権及組合員に「諸決権を存したい
	組合と特定の組合員との関
	権及び選挙権を行使することができる。
	2 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決
	除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。
(新設)	第百八十二条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を
	(議決権及び選挙権)
	、「第百八十一条第一項」と読み替えるものとする。
	て準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは
	3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、組合の総代につい
	補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。
	2 総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。
	員(法人にあっては、その役員)のうちから選挙する。
(新設)	第百八十一条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合
	(総代)
	でれ準用する。
	三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それ
	(第三項ただし書を除く。) の規定は組合の総代会について、第
	4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条
	二 前条の規定に従って議決しなければならない事項
	一 理事及び監事の選挙又は選任
	当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

分割実施敷地持分の割合等を考慮して公平に定めなければならな2 賦課金の額は、組合員の有する建物の位置若しくは床面積又は	金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。	(経費の賦課徴収) (経費の賦課徴収) (経費の賦課徴収) (経費の試験であるときは、その変更についてその債権者の同意を得なけれ	更しようとする場合において、敷地分割事業の実施のための借入3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画を変員であった者以外の」と読み替えるものとする。	第百八十三条第一項の規定による認可があった際に従前から組合の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画	、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「組合十一条及び第百七十三条の規定は前項の規定による認可につい微な変更を除く。)の認可の申請があった場合について、第百	2 第百七十条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める経を受けなければならない。	(定款又は事業計画の変更) (定款又は事業計画の変更) 。	

(解散) (和数) (和数)	3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもって組合に対抗することができない。 4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。 「第百八十五条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員に、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。 「政令で定める。」
(新	新
設)	設

	2 組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用につ
	- とあるのは「公益法人等(敷地分割組合及び」とする。
	地分割組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等 ()、」。 『参写』』 『八巻』』 『八巻』 『八巻』 『八巻』 『八巻』 『八巻』 『八巻』 『
	合を含む。)」と、司条第二項中「除く」とあるのは「除くものに同条第一項中「普通洛ノ」とあるのは「普通洛ノ(勇坦分害刹
	「頁中「警角失人」こうなりは「警角失人(女也分列合並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合
	には同条第四項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(敷
	。この場合において、同法第三十七条の規定を適用
	の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみ
(新設)	第百八十八条 組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定
	:
	第五款 税法上の特例
	の解散及び清算について準用する。
(新設)	第百八十七条 第三十八条の二から第四十三条までの規定は、組合
	(組合の解散及び清算についての規定の準用)
	第三者に対抗することができない。
	6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の
	を公告しなければならない。
	き、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨
	5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したと
	知事等の認可を受けなければならない。
	うとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県
	4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しよ
	者の同意を得なければならない。

第百九十条 組合は、第百七十三条第一項の公告後、遅滞なく、敷(敷地権利変換計画の決定及び認可) 第二目 敷地権利変換計画	手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。 「大きは、組合の清算人は、遅滞なく、登記所に、敷地権利変換期日前において第百八十六条第五項の公告があきない。	第二項の承認を得ないでした処分は、組合に対抗することが由がなければ、前項の承認を拒むことができない。 一組合は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当なない。 一型の対象の所有権及び分割実施敷地持分を処分するときは、団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分を処分するときは、	2 前項の登記があった後においては、組合員は、当該登記に係る、遅滞なく、登記所に、分割実施敷地に現に存する団地内建物の下有権(専有部分のある建物にあっては、区分所有権。次項において同じ。)及び分割実施敷地持分(既登記のものに限る。次項において同じ。)及び分割実施敷地持分(既登記のものに限る。次項において同じ。)及び分割実施敷地持分(既登記のものに限る。次項において対しなければならない。	第一目 手続の開始 第二節 敷地権利変換手続等
(新設) (新設)			(新設)	(新設)

ともに、 あるときは、 玉 地権利変換計画を定めなければならない。 《有権をもって組合に対抗することができない者については、 組合は、 [土交通省令で定めるところにより 敷地権利変換計画について、 なければならない 組合員以外に分割実施敷地につ 前項後段の規定による認可を申 その者の 同意を得り なけ あらかじめ、 ればならな 都道府県知事等の認可を受 V この場合に て所有権 請しようとするとき 総会の議決を経ると ただし、 を有する者が お いては、 その

2

敷 地 権利変換計画 の内 容) 限りでない

第百九十 るところにより、 条 敷 地 権利変換計 次に掲げる事項を定め 画に おい 7 なけ は、 れ 玉 ばならない。 土交通省令で定 \otimes

除却マンショ

敷地及び

非除却

7

ンショ

ン敷

地

の区域

該除却マンショ 有部分のある建物にあっては、 応して、 分割実施敷地持分を有する者で 除却敷地持分(除却マンション敷地に存する建物 敷地の 所有権又は借地権の共有持分をいう。 専有部分) 当 該分割実施敷地持分に対 を所有するための当 (専

以下同じ。 住所 を与えられることとなるもの の氏名又は名称及び

四三 て与えられることとなる除却敷地持 |号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応し 分の明細及びその価額

前号に掲げる者が

有する分割実

施

敷

地

持

分及び

その価

」という。 分割実施敷地持分を有する者で、 を与えられることとなるもの 掲げるい ず れ カコ \mathcal{O} 権 利 当 以 T該分割 下 0 氏名又は名称及び 非 実施敷地持分に対 除 却敷地持分等

Ŧī.

住所

(新設

イ に \exists ン敷 にあって 非除 地 却マンショ $_{\mathcal{O}}$ は、 所有権又は 車 有 ン敷 部 分 借 地 地 に存する建 を 権の共有持分 所 有 するため 物 (専 \mathcal{O} 当該 有 部 非除却 分 のある建 物

を除く。 非除却マンション敷地に存する建物 0 敷 地又はその借地 権 (専 有部 分のある建 物

七十六 ることとなる団地共用部分の共有持分並びにその価額 与えられることとなるものの氏名又は名称及び住 共 て与えられることとなる非除 、有持分に対応して、 前号に掲げる者が有する分割実施 第五号に掲げる者に前号に掲げる分割実施 一号及び第五号に 敷地分割 掲げる者で、 却敷 後の 地 持分等 寸 そ 敷 1地共用 地 0) 持分及びその価 有 の明細及びその価額 す る団 敷地 部 分の共 所、 地 持 共用 分に対応し 有持 与えられ 部 額 分が 分 0

九 失われる団地共用部分の共有持分並びにその価額 部分の共有持分を与えられないものの氏名又は名称及び住所 権利変換期日においてその 第二号及び第五号に掲げる者で、 か 当該共有持分に対応して、 有する この 团 地 共用部 敷地分割 法律の規定により、 分 後の の共 介有持分を 寸 地共用

その権利等の登記に係る権利を有する者の氏 第三号及び第六号に掲げる分割実施敷地持分について担保権 名又は名称及び 住 所並 びに

に有することとなる権利 前号に掲げる者が除却 敷地 持分又は 非 除 却 敷地 持 分等 0)

敷地権利変換期日清算金の徴収に係る利子又はその決定方法

その 他国土交通省令で定める事

2 実施敷地持分の 分割実施敷 地 地持分に 存否又は帰属が確定しないときは 関し て争 V があ る場 合に お 当該分割実施 て

該

分割

項

	げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合
	5 敷地権利変換計画においては、第百九十一条第一項第五号に掲
	全員の共有に属するように定めなければならない。
	は、当該団地共用部分は除却敷地持分を与えられることとなる者
	げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合
	4 敷地権利変換計画においては、第百九十一条第一項第二号に掲
	定めなければならない。
	総合的に勘案して、それらの者の相互間の衡平を害しないように
	利用状況等及びそれらの者が有する分割実施敷地持分の割合等を
	却敷地持分等は、それらの者が権利を有する建物の位置、環境、
	3 前二項に規定する者に対して与えられる除却敷地持分又は非除
	、非除却敷地持分等が与えられるように定めなければならない。
	き土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては
	2 敷地権利変換計画においては、非除却マンション敷地となるべ
	V.
	対しては、除却敷地持分が与えられるように定めなければならな
	となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に
(新設)	第百九十三条 敷地権利変換計画においては、除却マンション敷地
	(除却マンション敷地及び非除却マンション敷地)
	考慮を払って定めなければならない。
(新設)	第百九十二条 敷地権利変換計画は、関係権利者間の利害の衡平に
	(敷地権利変換計画の決定基準)
	らない。
	の名義人に属するものとして敷地権利変換計画を定めなければな
	敷地持分が存するものとして、又は当該分割実施敷地持分が現在

(新 設)	保類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価 保類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価 では、その認可をしなければならない。 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法 中請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法 中請手続又は敷地権利変換計画の決定手続者しくは内容が法 中請手続又は対している。
(新 設)	までの価額は、第百七十三条第一項の公告の日における五条 第百九十一条第一項第三号、第四号又は第六号か実施敷地持分等の価額の算定基準)
新 設	このき、これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることがでる者の所有(当該者が二以上あるときは、当該二以上の者の共有る者の所有(当該者が二以上あるときは、当該二以上の者の共有)に属するように定めなければならない。 1 (担保権等の登記に係る権利) (担保権等の登記に係る権利が存するときは、敷地権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる分割実施敷地持分に対応して与えられるものとして定められた除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するものとして定められた除却敷地持分又は非除却要があるときは、組合は、当該存するものとして定めなければならない。 (担保権等の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利のであるときは、組合は、当該存するものとして定められる権利を対して定められる権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利のとして定められる権利を対して定められる権利を対して定められる権利を対して対して定められる権利を対して対して定められる権利を対して定められる権利を対して、当該に対して定められる権利を対して対して定められる権利を対して定められる権利を対して定めなければならない。

一	合を除く。)は、審査委員の過半数の同意を得なければならないとするとき(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場所百九十八条 組合は、敷地権利変換計画を定め、又は変更しよう(審査委員の関与)	微な変更をする場合を除く。)に準用する。は、敷地権利変換計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽第百九十七条(第百九十条第一項後段及び第二項並びに前条の規定(敷地権利変換計画の変更)	四 その他基本方針に照らして適切なものであること。 当に害するものでないこと。 対割実施敷地持分について先取特権等を有する者の権利を不二 敷地分割決議の内容に適合していること。
(新	(新	(新	
設)	設)	設)	

定は、適用しない。

(敷地権利変換期日等の通知)

第 国土交通省令で定める事項を通知しなけ 変更をしたときは、 り を受けたとき 変換期日に係るものに限る。 一百条 分割実施敷地 組合は、 又は第百九十七条の国土交通省令で定め 0 敷地権利変換計 遅滞なく、 所 在地 の 登記所に、 以下この条において同じ。 国土交通省令で定めるところによ 画 岩しく ればならない 敷 、はその 地 権 利変換期 変更 (敷地 る軽微な 日その他 の認可 権 利

(新設

(敷地に関する権利変換)

第 得する。 非除却敷地 るところに従 百 条 敷地 持分等は新たにこれらの 権利変換期 分割実施敷 日 地 に おい 持 分は $\dot{\zeta}$ 権利を与えられるべき者が取 失わ 敷 地 れ 権 除却 利 変換計 敷地 持 画 分又は の定 \otimes

権利が変換されることのないものは、敷地権利変換期日以後にお分割実施敷地に関する権利で前項及び第二百三条の規定により

2

、ても、

なお従前の

土地に存する。

この場

一合に

おい

て、

敷地権利

係る権利が存し 変換期日前にお いて、 て V た 分割実施敷 当 該 権利のうち 地 持 分が 地 役 権又は 担 保権 地上 等 \mathcal{O} 登 権 記 \mathcal{O} に係る 登記に

記に係る権利との順位は、変わらないものとする。も、当該地役権又は地上権の登記に係る権利と当該担保権等の登

権利の

目的となって

1

たときは、

敷

地

権利変換期日

以

後に

お

V

て

3 得する。 用部分の共有持分は新たに当該共有持分を与えられるべき者が取 に従 敷地権利変換期日におい 寸 地共用部分の 共有持 て、 敷 分は失わ 地 権利変換計 れ 敷 地 画 分割 の定めるところ 後 0 寸 地共

> (新 設

2 敷地権利変換期日以後においては、分割実施敷地に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。 (清算)	につき、敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記第二百四条 組合は、敷地権利変換期日後遅滞なく、分割実施敷地(敷地権利変換の登記)	ものとする。 ところに従い、除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するる権利は、敷地権利変換期日以後は、敷地権利変換計画の定める第二百三条 分割実施敷地持分について存する担保権等の登記に係し担保権等の移行)	分所有法第二十二条第二項ただし書の規定による規約とみなす。の専有部分のある建物の敷地利用権の割合が区分所有法第二十二の専有部分のある建物の敷地利用権の割合が区分所有法第二十二条第二項本文の規定に適合しないときは、敷地権利変換計画中それぞれ区分所有法第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	地共用部分の共有持分が区分所有法第六十七条第三項において準第二百二条 敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の団(区分所有法の規約とみなす部分)
	(新 設)	(新 設)		(新 設)

利変換計画で定めるところにより、利子を付して分割して徴収す第二百七条 第二百五条の規定により徴収すべき清算金は、敷地権(清算金の徴収)	する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「施行者」とあるのは「第百六十四条に規定する組合」と、「取得すべき者(その供託が第二項の規定によるものであるときは、争いの当事者)」とあるのは「取得すべき者」と読み替えるものとする。	2 第七十六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により供託の団地共用部分の共有持分の価額とに差額があるときは、組合は、一つ一次を表別であったときを除き、組合は、同条の規定により交よい旨の申出があったときを除き、組合は、同条の規定により交よい旨の申出があったときを除き、組合は、同条の規定により交よい言の申出があったときを除き、組合は、同条の規定により交よい言言によりでは、これらの権利者の全てから供託しなくてもとなっていたときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもとなっていたときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもとなっていたときは、これらの権利者の全てから供託しなければならない。	て、こ分削尾極敗也寺分又は敗也分削前価額とこれらを与えられた者がこれらに、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団
(新		(新	(新
設)		設)	設)

係簿書の備付け)とができる。	ョン敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定め第二百十条 分割実施敷地、除却マンション敷地及び非除却マンシ(不動産登記法の特例)	る。 (代位による分筆又は合筆の登記を申請することができ 第二百九条 組合は、敷地分割事業の実施のために必要があるとき (代位による分筆又は合筆の登記の申請)	為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。第二百八条 分割実施敷地、除却マンション敷地又は非除却マンション敷地について権利を有する者の変更があったときは、この法とみなし、従前のこれらの者により従前のこれらの者がしたものたみなし、従前のこれらの者にこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続等の効力)	2 組合は、第二百五条の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。)を滞納する者でにより利子を付したときは、その利子を含む。)を滞納する者付して徴収することができる。
	(新 設)	(新 設)	(新 設)	

(新 設	ができる。 「組合に対する報告、勧告等) 「組合に対する報告、勧告等) 「組合に対する報告、勧告等)
	第三節 敷地分割事業の監督等
(新 設)	2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があったときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 (書類の送付に代わる公告)
(新設)	たられた ルボなった 合員名簿を含む。次項交通省令で定めるとこ

(新設

(組合に対する監督)

第 と認めるときその は会計の状況を検査することができる。 の処分又は定款、 百十四 その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁 条 都道府県知 他監督上必要があるときは 事業計画若しくは敷地権利変換計 事等 は、 組 合の 実 施 心する 敷 その 組 画 地 に違反する 分割事 合の事業又 業に

2 検査しなけ 基づく行政庁の 状況の検査を請求したときは 画に違反する疑いがあることを理 同意を得 都道府県 知 ればならない。 事等 その 処分又は定款、 組合の は、 組合の 事業又は会計 組 その 事 合員が総 業計画 由として組 組合の がこの 若しくは敷地権 組 合員 事 法律 業又は会計 合の事業又は会計 \mathcal{O} 芸岩しく + 分 0 の状況 はこれ 利変換計 以 上 \mathcal{O} 0) を

3 他必要な措置を命ず 要な限度におい 庁の処分又は定款、 ていると認めるときは、 都道府県知事等は 組合の 事業又は会計がこ て、 ることが 事業計画若しくは 組 合のした処分の 前二 組合に対し、 項 ができる。 0 0) 規 法 定により 律若しく その違反を是正するため必 取 敷地権利変換計 消 検 L はこ 査 変更又は停止その を れに 行 0 た場合に 画に違反し 基 行 お 政

4 があっ いときは、 認可を取り消すことができる。 都道府県知事等は、 又は組合の た日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集し 敷地権利変換期日前に 設立に 組合が V て 0 前 項の 認可を受けた者がその 限 ŋ 規 定による命令に その組合についての設 認可 従 わ ないと 0) 公告 な

5 おい 第 都道府県 一項の て 理事長及び監事が総会を招集しないときは 規 **州事等** 定により は、 組合員から 第百七十八 総会の 条において準用 招 集 0 請 求 する第一 が あ これらの 一十八条 合に 組

7 6 第二百十五条 る。 さなけ 条第四 きは、 票を取り消すことができる。 事実があると認めるときは、 選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、 法律又は定款に違反することを理由として、 又は役員若しくは総代の 同 同様とする。 た場合におい があった場合におい 総代会を招集しないときも、 ら総代会の招集の請求があった場合におい 合員の申出に基づき、 に必要な資金の 十三条第 十三条第一 資 、技術的援助の 意を得て 都道府県知事等は、 都道府県知事等は、 (金の融通等) 頃にお ればなら これらの 項の 項の 国及び 総会若しくは総代 7 いて準用する第二 請求) うない 融通又はあっせんその 規定により、 組合員の 規定により組合員から理事又は監 組合がこれを組合員の投票に付さないときも て、 地方公 第百八 第百七十五条第三項におい 組 総会を招集しなければならない。 選挙若しくは 合の組合員が 申 組合がこれを組合員の投票に付さないと 共 出に基づき その +同様とする。 寸 組合員から 1体は、 会の $\overline{+}$ 議決、 条第三 八条第三項 招 集手 他の援助に努めるものとす 解任の投票の 総組合員の 組 一項に 合に これ 選 総代の解 挙、 続若しく 7 その議決、 対 お を 0 当選又は解任 理事長及び監事が 1 組 規 L 十分の 任の 合員 て準用 て準 事 定により 方法が 敷 は \mathcal{O} その違反の 地 請 用 の投票に付 解 議 選挙、 決 求があっ 任の請求 第 分割事業 する第一 する第二 以 上 総代 0 百 この の投 方法 八十 当 0) か

第二

百十六条

組合又は組合を設立しようとする者

は

玉

1土交通

大

(新設)

(新設

的援助を求めることができる。 臣及び都道府県知事等に対 ため に、 敷 地分割事業に関 į 敷 専門 地 分割 的 知識 事業の を有 実施 する職員 の準 備 の技術 又は実

必要があると認めるときは、センターに必要な協力を要請するこ2 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために

第六章 雑則

とができる。

、意見書等の提出の期間の計算等)

審査請求

一百十七条

略

求をすることができない。 二百十八条 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請

第

第百八十三条第一項の規定による認可 第九条第一項、第三十四条第一項、第百六十八条第一項又は

準用する場合を含む。)の規定による通知含む。)又は第百七十条第三項(第百八十三条第二項において一 第十一条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を

2

2 割組合 この 並びに第四十九条第三項の 条第二項及び第三項、 る者は、 に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に マンション建替組合、 場合において、 。 以 下 都道府県知事等に対して審査請求をすることができる。 「組合」 都道府県知事等は、 と総称する。 第四十六条第一項 マンション 規定の 適用につい 敷 又は個人施行者がこの 地 売却 及び第二項、 行政不服審査法第二十五 ては、 組 合若しく 組 第四十七条 合又は個 不服 は 敷 のあ 法律 地 人 分

第五章 雑則

(意見書等の提出の期間の計算等)

第百六十四条 (略)

(審査請求)

第百六十五条 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請

求をすることができない。

一第九条第一項又は第三十四条第一項の規定による認可

含む。)の規定による通知 第十一条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を

三項、 条第三項 て、 県 処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、 組 合」 知事等に対して審査請求 マンショ 都道 第四十六条第一項及び第二項、 と総称する。 一府県知 \hat{O} ン 建 規定の適用については、 替組 事等は、)又は個人施行者がこの法律に基づいてした 合若しくは 行政不服審査法第二十五条第二項及び第 をすることができる。この場合にお マンション敷地売却組合 組合又は個人施行者の上級行 第四十七条並びに第四十九 (以 下 都道府

施行者の上級行政庁とみなす

一百十九条~ ·第二百二 + 略

事 務の区分

号に規定する第二号法定受託事務とする を含む。 て準用する場合を含む。 する場合を含む。)、 合を含む。)、 に第百七十条第 項、 百百 地方自治法 第四十九条第三項(第五十条第二項において準用する場合を 一十二条 第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用 第五十一条第四項及び第六項、 の規定により町村が処理することとされている事務は (昭和二十二年法律第六十七号) 第十一条第一 第九条第七項(第三十四条第二項、 項 (第百八十三条第二項 第十四条第三項(第三十四条第二項にお 第二十五条第一項、 項 (第三十四条第二項にお 第九十 くにおい 第二条第九項第二 て準用 -七条第 第三十八条第五 第四十五 する場合 ****\ 項並び て準用 する場 条第 11 第

第七章 罰 텘

百

十三

条

第一

一百二十

匝

条

略

る。 ては、 百 一十五条 その行為をした役員又は職員を二十万円以下 組合が 次の各号 \mathcal{O} いず れ かに該当する場合におい の罰金に処す

項 は資料の提出をせず、 第九十七条第一項、 の規定による報告又は資料の提出を求められて、 第百六十条第 又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし 項又は第二百 報告若しく 十三条第

政庁とみなす。

第百六十六条~第百六十八条 (略)

事 務の区 分)

項、 百六十九条 規定により町村が処理することとされている事務は、 む。)、第五十一条第四項及び第六項並びに第九十七条第 準用する場合を含む。 る場合を含む。)、第十四条第三項 を含む。)、第十一条第一項 第二号法定受託事務とする (昭和二十二年法律第六十七号) 第四十九条第三項 第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合 第九条第七項 (第五十条第二項において準用する場合を含)、第二十五条第一項、第三十八条第五項 (第三十四条第二項、第四十五条第四 (第三十四条第二項において準用す 第二条第九項第二号に規定する (第三十四条第二項にお 地方自治法 項の いて

第六章 罰 텘

第百七十条・ 第百七十 条 略

第百七十二条 は、 その行為をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する 組合が次の各号のいずれかに該当する場合において

又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 は 資料の提出を求められて、 第九十七条第一 項 又は第百六十条第 報告若しくは資料の提出をせず、 項 の規定による報告又

たとき

- 三項の規定による都道府県知事等の命令に違反したとき。第百六十一条第三項、第二百十三条第二項又は第二百十四条第二 第九十七条第二項、第九十八条第三項、第百六十条第二項、
- る都道府県知事等の検査を拒み、又は妨げたとき。くは第二項又は第二百十四条第一項若しくは第二項の規定によ三 第九十八条第一項若しくは第二項、第百六十一条第一項若し

第二百二十六条~第二百二十八条 (略)

過料に処する。
その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の第二百二十九条。次の各号のいずれかに該当する場合においては、

- ·二 (略)
- 三 敷地分割組合が敷地分割事業以外の事業を営んだとき。

理事又は組合の職員と兼ねたとき。 三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して監事が四 第二十四条第八項(第百二十六条第三項及び第百七十五条第

- 総会又は総代会を招集しなかったとき。十条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第百二十九条、第百三十一条第四項、第百七十八条及び第百八五 第二十八条第一項、第三項又は第四項(第三十一条第四項、
- 第三項の規定に違反したとき。
 、第百三十七条第三項、第百八十三条第三項又は第百八十六条
 、第三十四条第三項、第三十八条第三項、第百三十四条第三項
- 第百八十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類七 第四十条又は第四十二条(これらの規定を第百三十八条及び

- 反したとき。 は第百六十一条第三項の規定による都道府県知事等の命令に違は第百六十一条第三項、第九十八条第三項、第百六十条第二項又
- 妨げたとき。 しくは第二項の規定による都道府県知事等の検査を拒み、又は一 第九十八条第一項若しくは第二項又は第百六十一条第一項若

料に処する。
の行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の第百七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、

過そ

一・二 (略)

- | 又は第百三十七条第三項の規定に違反したとき。 | 五| 第三十四条第三項、第三十八条第三項、第百三十四条第三項
- いて準用する場合を含む。)に規定する書類に記載すべき事項六 第四十条又は第四十二条(これらの規定を第百三十八条にお

に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。 第四十一条(第百三十八条及び第百八十七条において準用す

る場合を含む。)の規定に違反して組合の残余財産を処分した

九 又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、 第九十五条第一項、 項の規定に違反してこれらの規定に規定する簿書を備えず、 第百五十八条第一項又は第二百十一条第 若しくは不実の記

二項の規定に違反してこれらの規定に規定する簿書の閲覧を拒 んだとき。 第九十五条第二項、 第百五 + 八条第二 項又は第二 百 + 条第

載をしたとき。

+ -+ -+ -

第二百三十条 初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しな において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して最 った者は、二十万円以下の過料に処する。 第二十八条第五項(第百二十九条及び第百七十八条

第二百三十一 略

条第二項の規定に違反してその名称中にマンション建替組合、 ンション敷地売却組合又は敷地分割組合という文字を用いた者は 十万円以下の 過料に処する 第八条第二項、 第百十九条第二 項又は第百六十七 マ

を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

七 0) 規定に違反して組合の残余財産を処分したとき 第四十一条 (第百三十八条において準用する場合を含む。)

八 べ これらの規定に規定する簿書を備えず、又はその簿書に記載す き事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 第九十五条第一項又は第百五十八条第一項の規定に違反して

これらの規定に規定する簿書の閲覧を拒んだとき。 第九十五条第二項又は第百五 十八条第二項の規定に違反して

九

+| +| +| 略

第百七十七条 を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかった者は、二十 て準用する場合を含む。)の規定に違反して最初の理事又は監事 万円以下の過料に処する。 第二十八条第五項(第百二十九条において読み替え

第百七十八条 略

第百七十九条 という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。 てその名称中にマンション建替組合又はマンション敷地売却組合 第八条第二項又は第百十九条第二項 の規定に違反し

(傍線
の部分
だは改一
正部分

中八号) 十八号) 十八号) 十八号) 一次十四年法律第七二 一次十四年法律第七二	(略)	法律	別表第二 第二号法定受託事務(第)	改正
第九条第七項(第三十四条第 二項、第四十五条第四項、第 五十条第二項及び第五十四条 第三項において準用する場合 を含む。)、第十一条第一項 (第三十四条第二項において 準用する場合を含む。)、第二十五条第一項 において準用する場合を 合む。)、第二十五条第一項 において準用する場合を 言む。)、第二十五条第一項 が、第三十八条第五項、第四十五条第一項 でおいて準用する場合を が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第五十条第二項 でおいて準用する場合を を含む。)、第五十条第二項 において準用する場合を を含む。)、第五十条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十五条第一項 が、第二十一条第一項 が、第二十五条第一列 が、第二十五条第一列 が、第二十五条第一列 が、第二十五条第一列 が、第二十五条第一列 が、第二十五十二五十二五十二五十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十	(略)	事務	(第二条関係)	案
サインションの建替え等の円滑化に 関する法律 (平成十四年法律第七 十八号)	(略)	法律	別表第二 第二号法定受託事務(第二条関係)	現

i i					
	すっしる。	している事务	より町村が処理することとさ	する場合を含む。)の規定に	八十三条第二項において準用
					ることとされている事務

\bigcirc
日本勤労者住宅協会法
(昭和四十一
年法律第百三十三号)
(抄)
(附則第七条関係)

_
傍
線
0)
部
分
は
改
Œ
部
分
$\overline{}$

改正案	現 行
(宅地建物取引業法等の適用除外)	(宅地建物取引業法等の適用除外)
第四十条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)、	第四十条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)、
不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)及びマンショ	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)及びマンショ
ンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十	ンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十
九号)第五章の規定は、協会には、適用しない。	九号) 第三章の規定は、協会には、適用しない。
2 (略)	2 (略)

改正案	現
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。	2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。
一・二(略)	一・二(略)
三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法	(新設)
律第七十八号)第百五条の二に規定する業務を行うこと。	
四~八(略)	三〜七(略)
3 (略)	3 (略)